

土 木 委 員 会 記 録

< 第 3 号 >

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成20年7月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

## 土 木 委 員 会 記 録<第 2 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成20年 7 月 11 日 金曜日  
開 会 午前10時 3 分  
散 会 午後 3 時32分

---

### 場 所

第 3 委員会室

---

### 議 題

- 1 陳情第39号、陳情第68号、陳情第71号及び陳情第74号
- 2 閉会中継続審査（調査）について
- 3 視察調査日程について（追加議題）

---

### 出 席 委 員

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 當 山 眞 市 君 |
| 副 委 員 長 | 照 屋 大 河 君 |
| 委 員     | 新 垣 良 俊 君 |
| 委 員     | 嶺 井 光 君   |
| 委 員     | 池 間 淳 君   |
| 委 員     | 新 垣 哲 司 君 |
| 委 員     | 高 嶺 善 伸 君 |
| 委 員     | 嘉 陽 宗 儀 君 |
| 委 員     | 新 垣 安 弘 君 |
| 委 員     | 大 城 一 馬 君 |
| 委 員     | 平 良 昭 一 君 |
| 委 員     | 吉 田 勝 廣 君 |

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 土 木 建 築 部 長       | 漢 那 政 弘 君   |
| 土 木 企 画 課 長       | 上 原 兼 治 君   |
| 参 事 兼 技 術 管 理 課 長 | 比 嘉 和 夫 君   |
| 道 路 街 路 課 長       | 当 間 清 勝 君   |
| 港 湾 課 長           | 新 垣 盛 勇 君   |
| 建 築 指 導 課 長       | 志 村 恵 一 郎 君 |

---

○當山真市委員長 ただいまから、土木委員会を開会いたします。

陳情第39号外3件を一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めております。

まず初めに、陳情第39号外3件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次説明いたします。

まず、1ページの陳情第39号建築確認遅延等に伴う関連業界の現状改善に関する陳情について説明いたします。

県では、改正建築基準法の影響を最小限にとどめるため、さまざまな建築確認円滑化対策を実施しています。

まず第1に、戸建て住宅規模のピアチェックの緩和措置については、ピアチェックが不要となる図書省略大臣認定制度の普及に努めているところであります。

す。

第2に、判定員の常勤化や各判定機関の業務態勢の充実については、現在、各判定機関において、判定員の常勤化等、体制を強化しているところでございます。

第3に、事前審査の延長については、6月19日までの期限を6月20日以降も延長しています。

第4としまして、確認申請図書の補正については、事前審査において対応しているところではありますが、受付後においても、弾力的に運用していきたいと考えております。

また、建築確認後の計画変更については、国の5月末の規則改正により軽微な変更の扱いが拡大され、実施されているところでもあります。

第5に、セーフティネット制度の延長等については、国のセーフティネット制度の指定機関は延長され、また、沖縄振興開発金融公庫のセーフティネット貸し付けについても、融資限度額など融資条件が拡充されています。

次に、2ページの陳情第68号東部海浜開発(泡瀬埋立)事業の中止に向けての取り組み等に関する陳情について説明いたします。

泡瀬地区埋立事業は、沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、埠頭や交流施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備し、地域特性を生かした国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであります。

第I区域内のサンゴについては、平成17年に国において調査を実施し、環境監視委員会へ報告されており、また、平成20年においても調査を行っていると考えております。

平成19年12月に行われた沖縄市長表明においては、第I区域は土地利用計画の見直しを前提に推進するとしております。

県としましては、沖縄市長が市の活性化へつなげるため、現在行われている第I区域の埋立工事を推進するという判断をされたものと理解しており、その効果を早期に発揮できるよう、引き続き環境保全に十分配慮しつつ、国及び沖縄市と協力しながら第I区域の工事の進捗を図っていく考えであります。

次に、3ページの陳情第71号県内建設業の優先活用に関する陳情について、説明いたします。

県においては、これまで県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針を策定し、県内企業への優先発注について取り組んできたところでもあります。

具体的には、工事の内容や現場条件等を勘案し、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、県内企業で施工が困難な大規模かつ技術的難度の高い工事に

についても、県内企業との共同企業体方式により、県内企業の受注機会の確保を図っております。

また、沖縄振興計画においても「地元中小・中堅建設業者の受注機会の増大に積極的に取り組む」とされていることから、県においては、国等が発注する公共工事等の執行並びに物品の契約に際しては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、積極的に対応策を講じていただくよう沖縄総合事務局、沖縄防衛局等国関係発注機関に対し、今年度も文書による要請を行ったところであります。

あわせて、在日米軍沖縄地域調整官に対しても、県内企業への優先発注等について要請いたしました。

県といたしましては、今後とも県内建設業者の受注機会の増大に努めてまいります。

次に、4ページの陳情第74号県道11号線(豊見城中央線)の早期実現に関する陳情について説明いたします。

県道11号線は、都市計画道路豊見城中央線の一区間として、国道329号の真玉橋交差点から上田交差点間の延長約2700メートル、幅員30メートルの4車線道路で、平面・縦断線形や沿線の土地利用及び施工性などを勘案し、平成2年10月に都市計画を決定しています。

要望のある旧NHK入口から高安入口までのバイパス区間、約680メートルについて、県としては、沿線の土地利用が図れるよう豊見城市と連携して、現都市計画決定のとおり街路事業で整備を進めていくこととし、平成20年度から事業着手したところであります。

今後、平成20年度中に実施設計等を行い、平成21年度からは関係地権者等の理解と協力を得ながら用地と物件補償に着手し、早期整備に努めていく考えであります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 陳情第39号について伺います。その前に、建築確認の一連の流れを少し説明いただきたいと思います。

○志村恵一郎建築指導課長 建築確認はまず申請者が建築士等に設計を依頼します。その依頼した設計を建築基準法という法律に適合しているかどうかのチェックを受けなければなりません。そのときに従来と変わったものが、ピアチェックというものが出てきまして、これは姉歯耐震偽装事件というのが平成17年にごさいましたが、偽装を防止するという観点から建築基準法が改正されまして、ある一定規模の構造でごさいますと専門機関のチェックを受けるという制度が新しくできました。それがいわゆるピアチェックを専門家に受けるということでごさいます。規模によってそれは違うわけですが、ピアチェックを受ける指定構造計算適合性判定機関というものを県は指定しておりまして、県内には2機関ごさいます。そこで構造チェックを受けた後にまた建築主事のほうに書類が戻ってきまして、建築主事が最終的な建築確認を行うことが一連の流れでごさいます。

○嶺井光委員 そもそも姉歯問題に端を発して審査が厳格になったということですから、こういう問題が出ていると認識しているんですよ。そうしますと例えば構造計算一つをとっても、従来は設計をするという意味では2級建築士でも申請はできたわけですよ。これは確認です。

○志村恵一郎建築指導課長 建築の設計については建築士法で定められてございまして、建物の規模や高さによって1級建築士のできる設計、それから2級建築士のできる設計と要件が定められております。資格によって設計できる範囲というのは現在も以前も変更はございません。

○嶺井光委員 少なくとも戸建て住宅とかであればそうできたはずなんです。ところがこの厳格になったあたりで、構造計算の要件が厳しくなった。1級建築士であると同時に構造設計士と言うのですか、資格者じゃないと設計申請そのものができなくなった。こういうところも影響としては出ているのではないですか。

○志村恵一郎建築指導課長 設計において変更はございませんので、従来の1

級建築士それから2級建築士が設計はできます。今委員がおっしゃっているのは今度新しく建築士法が改正されることになりましたが、それは申請する側が新たに制度が設けられまして、構造設計1級建築士というものが出てきますが、そういう人たちが事前にまた申請する際にチェックを受けなければならないという制度は、今後11月に法律が改正されて来年5月には施行されるという制度でございますが、現在としては従来の設計士が設計できるということになっております。

○嶺井光委員 いずれにしても今大きなスパンで設計から着工までの期間がかなりかかっているわけですね。契約しても着工できない、確認がおりないということについての具体的な対応は今どうやっているのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 契約してもなかなか着工に至らないというのはいろいろな要因があると思いますが、確認申請がおりて契約までのタイムラグがかなりあると思います。すぐ確認がおりたから着工できるということではなく、その後に見積もりをとったり契約に至って、沖縄ではいろいろ日があるようですから着工すると、そういうタイムラグが生じている結果だと思っております。

○嶺井光委員 変更が厳しくなったという業界からの声があるんですよ。そこから辺の対応はどの程度改善されていますか。

○志村恵一郎建築指導課長 厳格化の話になると思いますが、従来は建築確認は十分なチェックがなされないままに確認を受けるという状態、残念ながらさんな設計が少なくなかった。それから改正建築基準法以降は記載の内容と整合性がとれた申請書の提出を求めるということに改正の重点が置かれまして、申請図書の訂正に厳しく臨むということが変わっております。

○嶺井光委員 設計変更や再提出によってかなり経費がかさむという話を聞いておりますが、再提出をさせないためにしっかりチェックをしているという面もあると思うのですが、実際に再提出になって経費がかさんでいるというところの実態は把握しているのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 確かに厳格化でチェックがかなり厳しくなったために、訂正も差しかえもきかないということがございます。そのため県は確認申請を正式に受け付ける前に、事前審査制度というのを設けて対応していると

ころであります。これは法律の施行と同時に行っておりますが、事前審査の期間ですと補正を認めているところがございます。事前審査の中で補正を求めたり、説明を求めたりして適合な図面に差しかえをした後で正式に受け付けをしますので、現在のところ改めて確認申請をやるということはないと聞いています。

○**嶺井光委員** 今再提出に至らないまでにしっかりチェックをしていると。ある意味では余計な経費をかけさせないという思いはあると思うんですが、それが延々としている現実があるわけですから、何とか対策すべきだと思うんですね。

しかし飛んだ質疑になりますが、設計から施工まで長いスパンになる、一般質問にもありましたが、資材がどんどん高騰している、こういうのも土木建築部長は前向きに考えると答弁していましたが、具体的に見通しはあるのですか。

○**漢那政弘土木建築部長** 私どもがこの前答弁しましたのは、公共事業に対して国土交通省からの指導もございまして、私どもの受ける契約書には単品スライド条項、第25条第5項がございますから、その趣旨にのっとった措置をしていこうということでございます。ですから私どもは公共工事の場合を一般質問で答えているわけです。

○**嶺井光委員** 今のものは契約以降の高騰の部分なのか、設計時点からそれは対象になるのか、それはどうですか。

○**比嘉和夫参事兼技術管理課長** 今回の単品スライドの件につきましては、設計時点から工事竣工までの価格の変動分について対象になりまして、契約後です。

○**嶺井光委員** 設計から着工までの期間が半年以上、ひょっとしたらもっとかかっているはずなんですよ。この間の変動は全く無視して、契約からだけということになると、結局施工する側がかぶる現象になるんですね。

○**比嘉和夫参事兼技術管理課長** 契約時点からの上昇分になりますので、着工時点に上がっておれば、その分もスライドの対象になります。休憩をお願いします。

○**當山眞市委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から今回の単品スライドは国土交通省の指導によるものであり、価格の上昇が激しい鋼材と燃料の2品目に限定して、単品スライドを適用していくとの補足説明あり)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

○**嶺井光委員** 今の物価の上昇はすごく顕著ですから、今の単品スライドの2品目に限らず全体的な設計単価も市場価格を割り込むかのような厳しさを、末端の企業では感じていますから、これは要望としてしっかり調査されて、毎月の調査を反映しているということではありますが、末端企業でこういう叫びがありますので、最大限の支援につながるような積算に反映させていただきたいと、これは希望で終わります。

次の建設業の優先発注について、陳情第71号ですが、県内建設業は産業の中でもこれまで社会資本の整備のために頑張ってきた。ところが緊縮予算化のあたりで今厳しい状態が続いている。それに公正取引委員会の問題とかあって、なお追い打ちをかけられている状況で、この陳情の趣旨にもありますように、落札しても原価を割り込むかのような厳しい状態で受注をしているという実態があるわけですから、ましてや受注の機会が少ないという今の現状、国発注あるいは沖縄防衛局も含めて、しっかり地元の企業が優先されるような手だてを求めているわけですから、処理方針でも文書でお願いしているという話がありますが、文書の内容はどのような表現でお願いしているのですか。

○**上原兼治土木企画課長** これはことしの7月4日に、知事名で沖縄総合事務局あるいは沖縄防衛局等国の関係出先機関に対して要請を行った文書ですが、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用についてというタイトルで、内容的には、「公共工事等の執行並びに物品の契約に際しては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、特段の御配慮をお願いしたい」という内容でございます。

○**嶺井光委員** 頑張っているのはわかります。私は一昨年も一般質問で取り上げました。このお願いしただけではちが明かないということを指摘してきたんですよ。要するに経営事項審査の評点とか施工実績だとかで国の発注の入札参加資格の基準があるはずなんですよ。これは全くさわらないでお願いしま

すだけでは、ウチナーの企業の今の体力では手も挙げられないという状態ではないのかというのを私は前から指摘しているんですよ。県内企業をぜひお願いしますと文書で、あるいは出向いてお願いする。当然であります、その中にいかに県内の企業が参加できるような要件にしてもらうか、これが大事だと思うんです。そこら辺の取り組みはしていますか。

**○上原兼治土木企画課長** 国においては例えば国土交通省関係や農林水産省関係、言葉は何ですが縦割りのいろいろな基準があるようでして、なかなか県内企業が入っていけないというのは、国が求めるレベルというか企業のランクが高目に設定されている。技術難度が高いからやっている、あるいは規模が大きいということをやっているだろうと思うのですが、これが全国共通のランクづけがなされているといったところで、なかなか沖縄県だけのために引き下げるのは難しいのかなと。それが今我々が要請をしてもなかなか改善されていない要因なのかなと考えております。

**○嶺井光委員** そこなんですよ。だから沖縄特例というか、沖縄県での施工事業はハードルを少し下げてもら。そうしないことには、向こうは公平に入札に参加するようにしていますと。しかしこのレベルを考えるとやるにできないという現実があるのではないかと思うんですが、これはどう感じていますか。

**○漢那政弘土木建築部長** 委員のおっしゃるように、国等に関しましてはこれまでずっと文書で要請してきたわけですが、私どもとしましては県内の企業が施工可能な工事についてはぜひお願いしますということ saying きていますが、やはりランクや数値の話もございましたので、いかようにすれば県内企業が、施工可能なものについてはこれからもっと国等と相談していきたいと思っております。

**○嶺井光委員** ちなみに経営事項審査の総合評点あるいは施工実績等、例えば沖縄総合事務局と沖縄防衛局との違いはあるのでしょうか。国の機関だけど全く同じなのか、所管で違うのか。

**○上原兼治土木企画課長** 今委員の御質疑の総合評点について、国のものについてはちょっと今調べが間に合わなくて把握しておりません。

**○嶺井光委員** 私も調べたわけではないのですが、ひょっとして違うんじゃない

いかと思っっているんですよ。そうであれば沖縄県内でウチナーの企業が参画できるようなレベルに、何とか考慮してもらえらというのは、しっかり訴えれば可能だと思っっているんですよ。これは頑張ってもらいたいと要望で終わります。もう一つ最後に、地元優先枠とかは現実はありますか。県内で発注するわけですから、沖縄から地元優先枠などはないでしょうか。

○漢那政弘土木建築部長　そういうことは把握しておりません。聞いたこともございません。

○嶺井光委員　平等性の立場からこれはなかなか厳しいものがあるかと思うんですが、離島県であることを考えると本土全体との競争は厳しい面があるわけですから、企業の育成やそういうものも含めて県としては地元優先枠とかも訴えて、少なくとも沖縄県の企業の受注機会がふえるように、ぜひ頑張っただきたいというのを要望して終わります。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員　最初に陳情第39号です。ピアチェックが導入されて混乱しているということですが、当然私どもが考えたら構造計算も今までちゃんとやっっていて、建築基準法上問題ないだろうという認識を持っっていたわけですよ。ところが建築基準法の改正によってチェック体制が強化されたもんだから今混乱しているということなんですが、その中身が今までは構造計算の適合性の判定なんてものは、さっきの課長の答弁では今までやっっていないから混乱はなかったけれども、やるようになってから混乱していると受けとめたんですが、そういうことですか。

○漢那政弘土木建築部長　混乱というのは第1点は期間が長くなって確認申請から確認を受けるまでとても時間がかかると。もう一つはピアチェックという今まで受けなくてよかったものを受けらようになったわけですから、設計図書をつくる側、とりわけ構造図面をつくったり計算をしらするところに大変な作業量が増大したということが挙げられると思っます。

○嘉陽宗儀委員　そのことがよくわからないのです。構造計算というのは今まで何もなくて皆さん方は建築確認を全部おろしてきたということなのですか。

今まで構造計算のチェックはどこがやってきたのですか。

○漢那政弘土木建築部長 建築主事がやっていました。特定行政庁と呼びますが、そこで建築基準適合判定資格者が配置されておりますから、そこが確認行為をします。それと正確には民間の会社、企業それから沖縄県建設技術センターというのが加わりますが、いずれにしろ一部の市ですが、それと県ということになります。

○嘉陽宗儀委員 今までは建築主事がやっていたけれども、間に合っていたわけですね。それが間に合わなくなったというのはどういうことですか。

○漢那政弘土木建築部長 やはり姉歯事件の偽装事件がありまして、その際にチェック体制を厳格にする必要があるということなんです。

○嘉陽宗儀委員 姉歯事件はもちろん契機であるけれども、僕が今疑問に思っているのは、従来はいい加減だったのかと。姉歯事件が起こったから厳格になって、そのために今混乱していると、わかりやすく言えばそういうことですかと聞いているのです。

○漢那政弘土木建築部長 そういうチェック機能の項目がふえたり、建築主事が確認しているものをピアチェック、つまり構造の専門家に見てもらいチェックしてもらうという行為があったり、そういうことがあって時間がかかったり作業量がふえたりしているわけですし、今までいい加減だったとかそういうことではございません。

○嘉陽宗儀委員 では質疑の仕方を変えますが、例えば私の調べた範囲では、建築設計事務所から構造計算ができれば、安い料金で請け負いさせていた。ところが今度の場合には資格のない者がやったらだめだから、ちゃんと有資格者が印鑑を押すようになった。沖縄は有資格者が少ないので混乱していると。簡単に言えばそういうことではないですか。

○漢那政弘土木建築部長 今まで有資格者じゃない人もできたわけですが、技術者が不足したためにさらに設計図書をつくる時間をもっとかかっているというのは事実でございます。

○嘉陽宗儀委員　こういう業務ですからね、資格がある者が最小限必要だと思うんだが、従来安く上がるから資格がない者にどんどん仕事をさせて、そのためにこういうことが長年続いてきたけれど、姉齒事件で有資格者が印鑑を押さないとだめということで今大騒動していると、僕から言えばそうなるのですが、この間皆さん方の指導はどういうことをやってきたのですか。建築確認、構造計算については。

○志村恵一郎建築指導課長　従来、改正建築基準法以前は、構造計算というのは専門家に委託していたわけです。元請の建築設計事務所があって、構造計算は下請に出す、その下請から上がってきたものを元請の建築設計事務所の管理建築士が印鑑を押して確認申請書を提出すると。建築基準法改正以降は構造計算をした人の資格まで要求される。要するに安全証明書を発行するように変わったんです。構造計算を行った人が安全証明書という、これは資格もありまして、1級建築士でなければできないとかいうこともあり、印鑑を押す人、適合証明書を出す人が少なくなった。それで資格者がいなくて混乱しているというのはございます。

○嘉陽宗儀委員　僕が今聞いたのは、社団法人沖縄県建築士会の指導を、この間皆さん方は何をやってきたかということ今疑問に思っているわけです。そういう業務に当たって今まできちっとしてきているのであれば、そういう混乱は起こらなかっただろうけど、これがちゃんとやられていなかったのではないか。皆さん方の社団法人沖縄県建築士会についての日常的な指導はどういう体制になっているのですか。

○志村恵一郎建築指導課長　改正建築基準法以前は構造技術者の数が充足されているということで理解していたわけです。改正建築基準法以降、構造技術者が少なくなっているという実態が出てきたために、従来としては十分な体制ができていたものと考えております。

○嘉陽宗儀委員　私が聞いたのは、社団法人沖縄県建築士会としても県民の負託にこたえてちゃんとした仕事をするという努力をしていると思うのですが、問題はそういう場合にそういう団体について、県がどうかかわりあいをもって指導してきたかということを知っているんだから、皆さん方は定期的に幹部を呼んで指導していたのですか。具体的な指導の中身はどうなっていますか。

○志村恵一郎建築指導課長 法律が改正したりとかそういった場合には講習会や説明会等を実施してきております。

○嘉陽宗儀委員 では具体的に聞きますが、皆さん方は社団法人沖縄県建築士会の団体に、皆さん方の職員を役員として送り込んでいるということはありませんか。

○志村恵一郎建築指導課長 社団法人沖縄県建築士会事務局のほうには役員はいます。

○嘉陽宗儀委員 社団法人沖縄県建築士会の事務局に県が派遣しているのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 派遣ではなく、例えば副会長や幹事とかいろいろ役職がありますが、そういう人に県の職員はおります。

○漢那政弘土木建築部長 社団法人沖縄県建築士会についての御質疑ですが、実は私も社団法人沖縄県建築士会の会員でございます。ですから県から派遣しているということではなくて、会員が理事になったりということはありません。そういう意味で県から派遣しているということではございません。

○嘉陽宗儀委員 事務局は今常勤で勤めているのですか。今、事務局にいてと言っていましたか。

○志村恵一郎建築指導課長 県で派遣している人は常勤ということではないです。

○漢那政弘土木建築部長 県から派遣しているということではありません。そういうことではなくて、会員としてそういう役職についている者がいるということでございます。

○嘉陽宗儀委員 では県と全く関係ないんですね。後で具体的な事実を出していいんですね。現職の職員が行っていることはないんでしょ。

○志村恵一郎建築指導課長 社団法人沖縄県建築士会そのものが1級建築士、

2級建築士という資格を持って、個人で入る団体です。ですから個人がその副会長をするとか、理事をするということで、その中には県の職員もいるということです。県からわざわざ派遣をしているというものとは違います。

○嘉陽宗儀委員 私はびっくりしたのですが、土木建築部長もその会員なのですか。

○漢那政弘土木建築部長 はい、私も会員でございます。

○嘉陽宗儀委員 今談合問題が全国的に大問題になっていて、官と民の癒着ですよね、天下り。これが温床になっているというのは共通の認識だけれども、社団法人沖縄県建築士会が困った時には私も同会の一員ですから、取り計らってやりましょうと、県の土木建築部長がそういう関係にあるというのは私は異常だと思うのですが、それは土木建築部長の感覚からすれば正常ですか。少なくとも土木建築部長の間は会員はストップして、癒着と言われたら困るから脱退しますというならまだわかるが、今堂々と議会の場で私も社団法人沖縄県建築士会の一員ですと、その一員で談合を追求しなければならなくなるよ。異常と思わない。

○漢那政弘土木建築部長 社団法人沖縄県建築士会の理念は建築士の地位の向上、技術の研さん等々でございますので、そういうことで私もその一員として入会していると。それは随分前から入会しています。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長が一個人として建築専門だから、それに入って活動することについて疑義をただすわけではない。しかし事は公共工事を発注する側の責任者が、受注側の一員になっていろいろ指導しますと。だから談合問題も出てくるわけであって、これは構造的に非常に重大な問題だと認識しておりますが、土木建築部長はそういう認識は何もない。少なくとも土木建築部長の間は、一個人ではなくなっていますので、公共工事を発注する側の責任者だから辞退させてくださいぐらい言うのが正常な感覚だと思うよ。

○漢那政弘土木建築部長 社団法人沖縄県建築士会は例えば琉球大学の先生や、私どものような地方公共団体の方とか国家公務員の方とかも入会しているわけですが、委員からございましたように、社団法人沖縄県建築士会に発注しているというのがございましたが、確認してみたいと思うのですが、

社団法人沖縄県建築士会のほうに私どもが恒常的に発注業務がある・・・。

○嘉陽宗儀委員 これは社団法人沖縄県建築士会の新聞が全議員に配られましたよ。これを見て私はあれと思って、この中に、建築団体らが漢那土木建築部長就任を激励という、この新聞を見ましたか。この記事を見てこれはやばいんじゃないかと思ったんだが、沖縄県建築設計士事務所協会、沖縄県建築士会、沖縄県設備設計事務所協会、日本設計家協会沖縄支部有志より漢那政弘氏県土木建築部長就任激励祝賀会が行われたと。県の関係団体がみんな入っていますよ。その土木建築部長のあいさつで聞きたいのがありますが、激励を受けた漢那土木建築部長は、土木建築部長就任は多くの先輩の布石があったと。これは重大問題だと思うんだ。漢那土木建築部長が誕生するまでの布石というのはどんな布石があったのですか。まずこれは事実ですか。

○漢那政弘土木建築部長 そう言ったかはちょっと定かではありませんが、布石というのは私が先輩方から、復帰前の若いころからいろいろ指導を受けたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 さっき社団法人沖縄県建築士会は別に公共工事の協定にないからと言ったけど、関係団体が全部一堂に会して、土木建築部長誕生よかったと。土木建築部長は皆さん方の布石があったから土木建築部長になれたとあいさつしていると報道されている。私は談合問題でも従来ずっと落札率が沖縄の場合98パーセントから99パーセントなので、これは談合だと、かなり議会でも追及してきましたよね。しかし皆さん方は談合は一切ありませんと。私が他都道府県の談合の仕組み、防止の仕組みを勉強して、県なりの防止策をとるべきだと言ったけれども、皆さん方は問題なしとずっと突っぱねてきて今回の談合発覚事件となった。これは県の責任は重大だと思う。しかしなぜそういうことが起こるのか、やはり県土木建築部の、みんなとは言いませんが、そういう問題では、発注者側と受注者側がなれ合っているのではないかと疑われるような姿勢は少なくともないと。実は匿名の手紙が来ているんですよ。具体的な名前も出して。私も初めはそれほど深刻とは思わなかったが、しかし今のやり方では、また談合事件が起こってまた同じようなことをやるぞという、一県民のことではあるけれども私としては非常に重大視しているわけです。たまりかねた一県民の名前で内部事情に非常に詳しい人が、私のところへ手紙を出しているので、土木建築部長はね、少なくとも公職にあり公共工事の発注者であるという自覚で、今後の対応についてはちゃんと襟を正していかないと、いろいろな

問題が全部出てきますよ。どうですか。今後ちゃんと襟を正しますか。

○漢那政弘土木建築部長 今委員から、業界との癒着が疑われるという御意見でございますので、私ども土木建築部として、それから私を先頭に、そういう誤解が起きないように日ごろからの行動をしていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 やはり倫理規定上も重大問題だということを告発しているからね。きょうはこれ以上言いませんが、しかし皆さん方の行動をよく見ている人たちがいますからね、やはり襟を正して、あくまで公僕なんだから。しかも発注者側だから、県民の税金を有効活用しないといけない仕事に皆さん方はついているわけだから、そういう意味では県民の負託にこたえるべく襟を正して行ってください。

次に陳情第68号、泡瀬干潟の問題についてです。この処理概要に、地元からの強い要請に基づき、埠頭や交流施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備云々とありますね。これは何の意味ですか。

○新垣盛勇港湾課長 地元からの強い要請ということですが、地元沖縄市におきまして、平成7年には事業採択に向けた市民総決起大会に、各界各層から多くの市民が賛同を表明し参加しております。また沖縄市議会も平成元年、平成7年、平成10年に全会一致で早期開発に関する意見書を採択しております。地元の沖縄市では以前から東部海浜開発事業としてホテルや交流施設等のリゾート関係の拠点等を計画しております。

○嘉陽宗儀委員 その計画は今もあるのですか。

○新垣盛勇港湾課長 地元からの要請を受けまして、県のほうで港湾計画として改定しまして、また埋立免許申請を行っております。

沖縄市長は昨年12月5日の表明におきまして、第I区域は土地利用計画の見直しを前提に推進するということを表明しております。

○嘉陽宗儀委員 ということは処理概要にも見直しと書いているけれども、現在のところは利用目的はないですね。

○新垣盛勇港湾課長 見直しということは現状になるかもしれないということもあるわけございまして、それは見直す、再度検討するということござい

ます。現在計画が全くないということになるとは考えておりません。

○嘉陽宗儀委員 行政だから、事実を確かめてくださいよ。向こうは一応は白紙ですよ。それは皆さん方が調査すべきであって、それを聞きもしないで見直しします、事業は現状のものも含めてやるかもしれませんという答弁じゃまずい。この件について包括外部監査が入りましたね。この意見書はどうなっていましたか。

○新垣盛勇港湾課長 包括外部監査につきましては、港湾や埋立事業に関して行われております。このうち泡瀬埋立事業につきましては海洋性レクリエーション拠点等の形成の根拠や需要予測、事業計画についての意見がございました。

○嘉陽宗儀委員 この包括外部監査を見ると、採算性が見通しが立たないからこの事業を見直すべきだと、大城監査人の監査意見が出ていますよ。沖縄市もそれを受けて、向こうに観光ホテルが建つわけがないと言って、改めてこれは白紙だということになっています。そこで聞きますが、公有水面埋立法というのがありますね。この免許というのは少なくとも土地利用目的が明確でないといふ免許はおりないと思っておりますが、どうですか。

○新垣盛勇港湾課長 公有水面埋立免許の願書の際には土地利用計画書を添付することになっております。

○嘉陽宗儀委員 添付書類の話をしているのではなくて、公有水面埋立免許を与えるについては、明確に事業目的がないと免許してはならないようになっていきますよ。そのことを今確認しているのです。その事実はどうですか、免許上は。

○新垣盛勇港湾課長 免許上、埋め立ての用途がちゃんとないといけないということになっていると認識しております。

○嘉陽宗儀委員 北谷町美浜は今かなりにぎわっていますが、向こうのとき私はかなり問題にして、ある特定の企業に売却しようとして。私が向こうの埋立免許を見たら、県営住宅をつくるのか町営住宅をつくる目的だったのに、それをなしにしてレジャーランドみたいなところに売却するというので私がストップをかけて、公有水面埋立法上免許しているのは公営住宅建設なのに、なぜそれを

県はやらないのかと、当時は西銘知事だったかと思いますが、かなりやり合いをしまして、結局は公有水面埋立免許を守りますと、その売却もストップして現在ちゃんと高層県営団地が建っていますよね。これはちゃんと免許どおりやってもらったと褒める側よ。今度は埋立免許の条件から言えば、見直してこういう事業をしますと使用目的が明確でない間は、賛成反対は別にしても沖縄市がこういう事業にしたいと思いますというまでは、免許の条件から言って埋め立てしてはいけないと思うのですが、どうですか。

○新垣盛勇港湾課長 公有水面埋立法第13条の2の第1項ですが、出願事項の変更ということで用途変更の手続を行うことになっております。しかしながら用途変更の手続の期間中工事を行うことについては、何ら法令に抵触するものではないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 これもこじつけだな。免許上は埋立利用目的が明確じゃないと工事してはいけないようになっていきますよ。いろいろ調べてみましたよ。ところが利用目的はないけれども工事だけは進めてもいいというのはどこの解釈ですか。あなた方の根拠をちょっと私も調べてみましょう。私の調べた根拠は、目的がない限りはその間でもストップすべきというのが調査結果です。

○新垣盛勇港湾課長 現在の埋立免許の出願書にちゃんと目的が書かれているわけでございます。それを変更する際には変更の手続を行うと。変更の手続を行った後に利用に供すると、手続上はそうなります。

○嘉陽宗儀委員 そうすると沖縄市からあのような目的は利用できませんという正式な文書がないから、皆さん方は前に埋立免許申請の時にやった埋立目的で事業を進めているという解釈でいいのですか。

○新垣盛勇港湾課長 沖縄市から文書とかではなくて、埋立免許出願者である事業者から埋立用途の変更手続がなされるものと考えております。

○嘉陽宗儀委員 これは事業者はどこですか。

○新垣盛勇港湾課長 事業者は国と県でございます。

○嘉陽宗儀委員 では県は自分たちではなぜ出していないのですか。

○新垣盛勇港湾課長 土地利用計画の変更につきましては、沖縄市が今年から3年程度かけて見直しするという事になっております。それについては国と県も協力しながらやっていきたいということでございまして、まだ時間がかかると考えております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると国と県が事業者だから、事業目的については変更届は法律的には可能ですよね。それもわかります。であれば皆さん方は申請者と免許者が同一体ですよね。県が申請して県が許可をします。

○新垣盛勇港湾課長 県はそうでございます。

○嘉陽宗儀委員 県が勝手にできるような格好になるんですが、しかしその場合でも少なくとも公有水面埋立法上の免許条件があるわけだから、沖縄市がこういう事業をしたいという中身が決まらない限り皆さん方は埋立免許の変更はできないでしょう。できるのですか。

○新垣盛勇港湾課長 沖縄市が決めるということではございません。ただ沖縄市と調整しながらあくまで事業者が用途の変更を決めまして、変更手続を行うということでございます。

○嘉陽宗儀委員 ではさらに重大な問題ですが、そうすると今まで沖縄市の要望に基づいて皆さん方は埋め立てをしたというけれども、ここへ来たら沖縄市がどうであろうが事業者は県だから県が用途も決めて、埋立工事をどんどん進めていくという答弁になりますが、それで理解していいですか。

○新垣盛勇港湾課長 県としましては沖縄市の意向を反映しながら、その辺は柔軟に対応していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 柔軟にという中身がわからないのですがどういうことですか。

○新垣盛勇港湾課長 土地利用が開始されるまでには長期間を要しますので、この間には社会経済情勢が変化することも考えられます。今後の社会経済情勢の変化を的確に把握しまして、地域のニーズに沿った土地利用計画が図られる

よう柔軟に対応していきたいということでございます。

○嘉陽宗儀委員 港湾課長、詭弁を弄したらだめですよ。沖縄市はまだ決まっていないというのだから。いつまでに決めるというのも何もないんだから。ところが皆さん方は沖縄市がどうであれ、皆さん方が変更して埋立工事を進めるというのだから、沖縄市のほうは三、四年かかるかもしれないが、皆さん方はその間も事業者だから勝手に埋立目的を変更して埋立事業を進めるという、さっきはそういう答弁だったよ。そうすると地元の意向を無視するのですねと、私が言いたいのは。

○新垣盛勇港湾課長 先ほどの答弁で、地元の意向を無視してこちらのほうで用途の変更を行うということは言っていないつもりでございます。沖縄市の見直し作業については県、国も協力してやっていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 これではよっちょうやってもほかの委員も質疑があるからそろそろ閉めていきますが、では皆さん方は埋立免許については従来のものは見直しをするという話だから、ではこれはいつまでに見直すのですか。今のままでは違法埋立工事になっています。皆さん方は変更届もしていないのだから。それであればいつまでに埋立免許の土地利用目的の変更をやるのですか。合法的に埋め立てをするにはその手続が必要でしょう。

○新垣盛勇港湾課長 沖縄市の土地利用計画の見直しは今年度から約3年程度かかるということを聞いております。その後また国、県と調整をしながらやることとなりますので、また時間はかかると考えております。

○嘉陽宗儀委員 あのね、港湾課長がしょうがなかったら土木建築部長に答えてもらうんだが、問題は公有水面埋立法上は土地利用目的が明確になっている。しかしこれは今はパーだと。改めて事業者として申請する側が知事に土地利用目的について変更したいということですよ。そうすると変更する間は少なくとも土地利用目的がないままでの現在の埋立工事は違法だと今私が言っているのだから、であれば皆さん方が事業者として土地利用目的を変更すると、これが皆さん方の仕事だから私がやれ、やるなというものではないが、やるというからにはいつまでにやるんですかと。その利用変更申請をする間は違法なんだから、この間は工事をストップすべきではないか。

○漢那政弘土木建築部長 公有水面埋立法上の許可をいただいて今工事しているわけでごさいます、用途につきましては当初埋立申請でいただいたもので事業を継続することは、私どもは違法とは認識しておりません。ただ、今沖縄市のほうが3年ほどかけて用途の見直しを行いたいという要望がございますので、沖縄市と一緒に用途を見直した上で、埋立申請の用途の変更の手続に入りたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長、もう1回整理すると、公有水面埋立法第2条第2項第3号に埋立地の用途、これは埋め立てする条件です。それが適合性があるから皆さん方は免許を与えた。しかしその用途が今変更になってしまっている。何をするか、何に使うかまだわからない。であれば、公有水面埋立法上は埋め立ての用途が明確になって埋め立てしたが、包括外部監査があつていろいろ問題があつて、これは問題があるということで沖縄市側がこれは見直さざるを得ないと言って今見直し作業に入ろうとしている。であれば皆さん方事業者側も沖縄市の意見を聞くというのであれば、少なくとも沖縄市の意見がまとまる間は無視するのではなく、皆さん方も埋立工事をストップしておくべきではありませんか。

○漢那政弘土木建築部長 先ほど申し上げましたように、公有水面埋立法上許可をいただいているわけですから、その許可のもとに事業を続けているわけでごさいますから、再三申し上げますが、沖縄市と3年ほどかけて用途の見直しを一緒になってやっていきまして、その後見直されましたら用途の見直し作業、埋立申請の変更に入りたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 これは引き続き問題にしていきます。それで皆さん方は埋め立てをやるときに、埋立工事に関する環境保全上の配慮というのが出ていますね。これはどういう中身でしたか。公有水面埋立を承認するに当たって、埋立工事に関する留意事項がいろいろ出ていますよね。

○新垣盛勇港湾課長 県の免許条件ですが、まず1番目に埋め立てに関する工事の届出についてです。2番目に埋め立てに関する工事の施工について、これは工事は日の出から日没後は施工しないことということでございます。3番目に埋立地の護岸等の維持補修等について、4番目に埋立区域の境界標の設置について、5番目に添付図書の変更について、これは願書の添付図書のうち、規則第2条第4項処分計画書、埋め立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を

記載した図書、埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面、環境保全に関し講じる措置を記載した図書、それと公共施設の配置及び規模について説明した図書等を変更して実施する場合は、港湾管理者に許可を受けること、それと6番目に埋立工事に関する工事の進捗状況の報告についてということでございます。

**○嘉陽宗儀委員** 私の手元に、沖縄県知事殿、港湾管理者沖縄県知事稲嶺恵一、これは中城湾港公有水面埋立免許についてということで、事業に当たって留意すべきこととして、今皆さん方は都合の悪いことは言わなかったけれども、この5番目に埋立工事に関する環境保全の配慮についてと、貴重な生き物たちが生息しているので、これについては最大限配慮しなさいと沖縄総合事務局に全部いっていますよ。そういう環境保全の問題について非常に厳格に稲嶺知事が申請して稲嶺知事が許可するという中身になっているけど、厳格に自然保護が義務づけられているんですよ。それを皆さん方はちゃんと留意してやってきているのですか。

**○新垣盛勇港湾課長** これは国の承認書への留意事項でございます。先ほど委員がおっしゃいました5番目のほうに、埋め立ての工事に関する環境保全上の配慮についてということで、「1番目に事業の実施に当たってはクビレミドロの移植技術の確立に向けて調査を行うとともに、学識経験者、沖縄市、沖縄市民などにより構成する中城湾港泡瀬地区環境監視委員会（仮称）を設置し、当該委員会においてクビレミドロの調査や事後調査の結果及び新たな環境整備、方法等を検討し、その結果を適宜公表すること」と、1、2ともクビレミドロ関係についてであり、特に環境保全上十分に注意することという内容になっております。

**○嘉陽宗儀委員** 環境保全上注意しなさいとって稲嶺恵一知事が出しているにもかかわらず、私は前期の4年間毎議会この自然環境の問題について質問をしてきましたが、貴重な泡瀬干潟の生き物たちが全部埋め立てられて死滅している。こういうことは環境保全上ちゃんとやりなさいよというがやられていないという、これは少なくとも皆さん方は心を痛めてもらわないといけない。時間がないのでこれ以上言いませんが、それが無視されている。私どもは現場調査に行きましたが、できたら土木委員会でも調査してほしいのですが、大変なものですよ。だからこんな工事をそのまま続けさせるのは問題だと思っているのですが、ただ皆さん方はかたくなにここまで進めてきて頑固になっているみ

たいですからこれ以上この問題ではやりませんが、しかし自然環境については最後まで配慮しないとだめですよ。それでさっき陳情第71号で県内業者優先というのもありましたが、泡瀬干潟埋立工事はどこの業者がやっていますか。県内業者がやっていますか。

○新垣盛勇港湾課長 国のものについては承知しておりませんが、県のほうは平成13年から平成18年までですが、工事を5件発注しております、それは県内地元業者ということでございます。

○嘉陽宗儀委員 後ろの陳情でも県内業者優先発注というけれども、私どもが調べたら三菱総合研究所、国土環境、イーエーシー、岩芝エンジニアリング、大富建設、グローリア等本土業者がずらりとそろっているんですよ。あの事業そのものも私どもはずっと批判してきたのですが、ところが埋立工事も沖縄の建設業界がとるのかと思ったらほとんど本土業者がやっていて、結果あの埋立工事で沖縄市はかなり財政負担が490億円くらいで、金は出すが地元沖縄市の業者はゼロですよ。ところが工事はどんどん進める。これはやはり異常だと思うんですよ。皆さん方は埋め立ての工事ありきで自然環境保全がない。今NHKなんかでもやっていますがサンゴが産卵していて、今年は国際サンゴ礁年にもなっているのに、そういうところを埋めて破壊する。しかもそれを本土業者にさせる。沖縄県の主体性がどこにあるかわからない。嘆かわしい。これについては心を痛めて。私は執念を持って土木委員会に来ましたので、この問題についてはこれでは済まさない。ちょっと襟を正して、みんなに喜ばれるような事業にしてください。これくらいにしておきます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
大城一馬委員。

○大城一馬委員 まず陳情第39号なんですけど、この建築基準法の改正から1年過ぎて、県経済とりわけ建設業界に打撃を与えるということを新聞紙上等で拝見しておりますが、率直な質疑をさせてもらいますが、建築基準法の改正のスタートから今日まで業界に与えた影響、例えば住宅着工の減少や損失額、あるいは失業者の問題等の把握は当然なされていると思いますが、教えてもらえませんか。

○漢那政弘土木建築部長 住宅着工統計では平成19年度と平成18年度を比べま

すと前年比74パーセントとなっております。雇用とかについては把握しておりません。

**○大城一馬委員** 着工数が対前年度比74パーセントということだけでも、これは非常に大きな打撃であると。ましてや損失額も把握していないということなのですが、これもまた相当な損失だと思っているんですよ。これはぜひ統計をとって、一日も早く公表してもらいたいと。そして私どもはこの選挙であちこち回りまして、やはりリストラ、本体だけではなくて敷材等の関連社まで含めて、いきなりリストラだという声が相当数あったんですね。そういったことからしてもこれは底辺に大変なことが起きているなということを実感したわけですが、これにつきましてもしっかりと把握してほしいと。その中で記の2、適合性判定員の常勤化と増員、これはそれぞれ民間の資格者問題もあると思いますが、やはり適合性判定員の体制、人数も少ないというのが建築確認まで相当な月日を要していると、これは大きな影響だと言っているんですよ。皆さん方の処理概要では、適合性判定員の常勤化、審査範囲の拡大等を実施していますということで説明しておりますが、実際改正建築基準法のスタートから以前と今日まで、適合性判定員の常勤化あるいは審査範囲の拡大というのはどの程度まで拡大されているのですか。

**○志村恵一郎建築指導課長** まず判定を行う機関は県内に2機関ありまして、財団法人沖縄県建設技術センターそれから民間の沖縄建築確認検査センター株式会社がございまして、それぞれ建築基準法改正後のスタート時には非常勤がやっておりました。それでやはり迅速な対応ができないということで、いろいろな要求がございましたので、それぞれ2機関で1人ずつ現在は常勤の適合性判定員を置いております。常勤以外に、8名それから10名計18名の非常勤が当たっております。

**○大城一馬委員** 要するに、非常勤を含めて18名の体制を整えていると言っていますが、やはり業界としてはとてもじゃないが不十分だということで、こういった陳情も出ていると思うんですよ。ですから今後この適合性判定員の拡大についての計画はどうか。

**○志村恵一郎建築指導課長** 適合性判定の件数ですが、当初年間で2000件予定しておりました。現在1年間で両判定機関で131件のピアチェックをやっております。2000件に対応するくらいの適合性判定員の体制を今整えておりますの

で、今後数がふえてきても、今の体制で十分だとは思っております。

**○大城一馬委員** これは今回の議会でも代表質問、一般質問で多くの議員から要望、指摘等もあって、知事も建築基準法改正、ピアチェックの緩和も国に要望するというので、しっかりとこの現状を把握してぜひ適正な対応をしていただきたいと思います。

次に、陳情第71号県内建設業者の優先活用に関する陳情ですが、これも議会でも相当取り上げられていますね。またここ10何カ年間ずっとこの件は改善されない、業界から陳情されても沖縄防衛局、沖縄総合事務局の発注の県内業者への受注がなかなか改善されていないというのが私の今日までの実感なんです。それで先ほど嶺井委員の質疑の中で土木建築部長から、要請文書も出しているということですが、やはりこれといった方法がない、ただ要請しお願いする、しかし国はなかなか県や業界の声には対応できないというのが今日までの実情なんです。やはり県内の今の状況を考えるとどうしても国発注の工事の件は、もっともっと強く言わないと私は解決できないと、ただお願いするだけでは無理だと。そして復帰36年の中で、意外と国発注の工事が難度が高いとか適合性の問題とかいろいろあると思いますが、私は沖縄県の建設業者でも特殊な工事でない限りそんなに引けをとらないということで、実は以前にも議会で聞いたことがあるのですが、共同企業体もいいんでしょうけど、やはり単独でしっかりできる技術は持っていると思っています。ですからそういったところの改善策も、発注のとき本土企業が高度な技術を持っている云々ではなくて、やはり県内の企業でもしっかりできるところまできているんだが、なかなか判定でまだまだというのがないと私は見ているんですね。そういうところもしっかり改善してほしいなという気がするんです。

それで、沖縄振興計画の策定の前に、私は当時の土木建築部長とこういうやりとりをしたことがあるんです。やはり沖縄の振興、とりわけ建設業の国発注の件については、しっかりと沖縄振興計画の中に沖縄防衛局、沖縄総合事務局発注の権限を盛り込むべきじゃないかということをご提案したんですね。そのときの土木建築部長の答弁では、何も否定はしない、むしろ検討に値する提案だという答弁を確かもらったと思うんですね。ですからこういったことも可能性として、私は国発注のこの問題を解決するには要請とかお願いじゃなくて、そこまで踏み込んでやらないと国の発注の件についてはいろいろな要素が含まれているんですね。利権の問題等も含めて。ですからやはりそういったことを総合的に考えてみても、権限移譲を求めるべきではないかという気がするんですが、どうでしょうか。

○漢那政弘土木建築部長 まず県が発注するものにつきましては、今大城委員からもございましたように復帰後本土企業からいろいろ勉強もさせていただきまし、技術のレベルも大変向上していると自負しております。したがいまして県内の企業で発注できるものは、私どもは基本的に当然のことでございますが県内企業に発注していきまして、どうしても難易度の高いものについては共同企業体ということでやっております。今御質疑の国発注でございますが、国発注工事の受注率のアップというのは古くて新しい問題でございます。これまでも随分県としても努力してきたつもりでございます。それからこれまでも関係機関には毎年文書でもお願いしておりますが、去年からは在日米軍沖縄地域調整官にも文書で要請しております。しかしながら今委員からございましたように、発注権限の移譲のような話もございましたが、いずれにしましても県内企業が施工できる工事について受注率のアップにもっと今まで以上のことを検討し、また実施していきたいと思っております。

○大城一馬委員 とにかく土木建築部長がおっしゃったように本当に古くて新しい問題だと、改善できないというのが現状なんですね。やはりここはもっともっとしっかりと強気に出てやることも、私は沖縄県の立場からすると当然だと思っておりますよ。何のために沖縄防衛局や沖縄総合事務局があるんですかと。そういったことから考えると、しっかり言うべきことは言う。これが今我が県が置かれている状況だと見ているんですよ。あと4年ありますから一緒に頑張りましょう。

○漢那政弘土木建築部長 大変ありがとうございます。激励の言葉でございますので、私どもも一緒になって一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
池間淳委員。

○池間淳委員 漢那土木建築部長になって初めて質疑しますのでひとつよろしくお願ひします。また建築専門ですから、この改正建築基準法に非常にたけていると思えますから、頑張ってくださいたいと思っております。陳情第39号、これは沖縄県の経済に大変な打撃を与えてしまっているということで、この建築基準法をどうにかしないとイケないと県民こぞっての考えではないかと思っております。これは現場からの悲鳴ということで、その実行委員会の会長から

来ているのですが、これは県民の悲鳴と言ってもいいんじゃないかと私は思っているんです。ぜひ早目にこの建築基準法から脱出できるように頑張っていたきたいと思っております。まずこの構造計算ですが、改正建築基準法と以前の構造計算はどう違うのですか。違っていいのですか、あるいは変わらないのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 構造計算は建築基準法の中に定めておりますが、その法律そのものは改正されておられません。ですがチェックをする過程とかそういうものが、改正になって厳しく定められておまして、これにかなり時間を要するというのが現実でございます。

○池間淳委員 構造計算は変わっていない。そうするとピアチェックが加わってきたということで時間がかかっていると。このチェックするのは従来は建築主事がやっていたわけですね。これが通らなくなったという理由は何ですか。

○志村恵一郎建築指導課長 従来は建築確認申請が出てきますと建築主事1人だけで関係法令を履行しているかどうか確認をしておりましたが、大変巧妙な偽装を建築主事1人だけでは見抜けなかったという一つの反省点がございまして、より専門の構造技術者を適合性判定員というのを定め、その方々に見ていただくという二重のチェック体制というのを今度の法律で新たに定めているわけでございます。

○池間淳委員 従来の建築主事と、建築基準法が改正されてよりチェックを厳しくやるべきだという、ここの要因と、建築主事との違いはどう違うんですか。建築主事だったら構造計算もみんなできるわけでしょう。今度新しくより多くのメンバーでやるという、この違い。同じ資格を持った方々で二重、三重にチェックするのかどうか、そのあたり教えていただきたいと思えます。

○志村恵一郎建築指導課長 従来は建築主事が1人で見ていたものを、新しくできた適合性判定員が再度チェックをするという、より専門的にチェックをするという制度の変更でございます。

○池間淳委員 この適合性判定員が沖縄県では少ないから、こう時間がかかっているということになるのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 適合性判定員という資格ですが、県内に16名おります。この判定をする機関が2機関ございますが、その機関に16名とそれぞれ契約をしております、先ほど申しましたが常勤が1人ずつ、それから8名、10名で、18名プラス2名で20名の適合性判定員がやっております。

○池間淳委員 この20名で事足りるのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 現在のピアチェックにまわる件数は1年間で131件でございましたので、当初2000件を見込んでおりました。そういうことからしても足りると。それから適合性判定員の数は何名いなくてはいけないというのは建築基準法でも定められておりますが、それも十分クリアしております。

○池間淳委員 従来この建築主事は何名でやっていたのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 建築主事は特定行政庁によっても異なっております。県内で言えば土木事務所などには2人以上必ず置くようにしておりますが、多いところではもっとおりますし、そういう複数の体制で行っております。

○池間淳委員 従来建築主事は市町村に置いているところも置かないところもあるのですが、従来は何名かでやってスムーズに来たんですよね。こんなに沖縄県の経済を打撃するようなことはなかったんです。従来何名でやって、今度プラス20名で従来のパターンに戻していけることになっているのかなと。そうすると20名でできる分はこんなに1年も2年もかかってしまったら大変ではないか、20名では足りないのではないかという認識を持つんですよ。

○志村恵一郎建築指導課長 現在建築主事や適合性判定員の数は十分に足りていると認識しておりますが、より確認に時間がかかっているというのは、その前に申請をする際の構造計算を行う設計士が沖縄県にはちょっと足りないという状況がございまして、そこに時間がかかっている状況がございまして。

○池間淳委員 構造設計士が少ないということですが、沖縄県には何名くらいいるのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 建築基準法改正前は80名くらいいたと聞いておりますが、現在は40名ほどとなっております。

○池間淳委員 構造設計士が半分になってしまっていて時間がかかっていると。この解消のためには皆さんはどういう努力をこれからなさいますか。

○志村恵一郎建築指導課長 構造計算の省略ができる図書省略大臣認定という新しい制度を2つ取得しております。これを使うと構造計算書が省けるという手間とスピードが速くなりますし、そういう対策をまずとっております。そうしながら一方で構造技術者が絶対的に足りないので構造技術者をふやさないといけない、そのためには構造技術者を養成するための研修会等を現在実施しているところでございます。

○池間淳委員 構造設計士の免許を取れる講習会を県でやっているのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 はい、現在県で構造計算書のひな形をつくって、実際に沖縄で実施されているような共同住宅、住宅などを参考にしながら構造計算の実例書を作成してその講習会をやっております。これを講習することによって構造技術者が今後ふえてくればという期待もしているところです。

○池間淳委員 ぜひ養成して、この沖縄県の経済にこんなに打撃を与えているわけですから、一日も早く解消しなければならぬ構造設計士の養成ですから、多くやっていただきたいと思えます。それから皆さんは500平米と2000平米、これは図書省略大臣認定の普及に努めているということなのですが、実際に実行はまだしていないのですか。

○志村恵一郎建築指導課長 これを取得したのが3月と4月です。それを普及するための講習会を県内の各地域単位で、建築設計事務所等を対象にして13回やりました。これの最終が終わったのが5月14日です。ですからそれからまだ期間が短いということもありまして、それを使った確認申請書はまだ提出されておきませんが、徐々に出てくるものと思っております。

○池間淳委員 これはこれまで建設業は大変な苦勞をなさっているわけですから、この指導を早目にやって早く建築認可して仕事をさせていただきたいと思っております。

それから県内建設業者の優先発注ということなのですが、沖縄県は離島県なんですよね。他の県に行ってやるということは非常に厳しい状況にあるのです

から、国は国なりに平等にやっていますということをよく言われているらしいのですが、県は県内業者に独占発注できないですか。

○漢那政弘土木建築部長 池間委員がおっしゃる、県が発注するものについて100パーセント県内企業でできないのかという御質疑ですが、県内の経営力、技術力で施工可能なものは現在でも県内の企業に発注しているつもりでございます。県外の企業とジョイントですするというのは、どうしても大規模なものとか、県内企業でどうしても施工が難しく技術的に難易度が高いものとか、経験がないとか、そういう難しいものについてやむを得ず県外企業に発注するわけですが、その際県外企業単独ではなくて県内企業と共同企業体で発注をして、少しでも受注の機会、それから技術の研さんの機会を持っていただきたいということでジョイントでやっています、県内企業で施工できる範囲であるならば、それは県内企業に今でも発注しているつもりでございます。

○池間淳委員 それからJVを組むときに改善はされてきているけれども、以前は6、3、1だとかそういうことをやっているけれども、今は4、3、3だとかやっています。2社JVとか3社JVもあると思うんですが、今2社JVはどういう割合で発注しているのですか。

○漢那政弘土木建築部長 2社JVで出資比率は30パーセントと70パーセントで、最低30パーセント以上、ですから企業間によってはその比率が変わるわけでございます。

○池間淳委員 30パーセントは県外、70パーセントは県内ですか。逆ですか。

○漢那政弘土木建築部長 通常代表構成員は、難易度が高いということで県外の場合が多いですから、一般的に70パーセントは県外で30パーセントは県内というケースが多くなっております。

○池間淳委員 これはずっと何十年も続いているわけでしょう。3社JVの場合はだいたい6、3、1から4、3、3くらいまで上げてきたんじゃないかと思うんです。5、3、2ですか。

○漢那政弘土木建築部長 3社JVの構成員の最低出資率は20パーセント以上でございます。

○池間淳委員 以前は6、3、1だったんですよ。これは改善されてきています。この件についてはもっと県内企業のほうに率を多くしてもらいたいということです。ずっと言ってきたけれども、漢那土木建築部長になって初めての決意だと思うんですが、この7対3、これを少なくとも5対5くらいまで、逆に僕はこの7対3を県内と県外に置きかえたらどうかと思うんですが、3は厳しい工事だから技術を得るためにJVを組んで、7は県内に仕事をまわしていただくということの考えはできないのでしょうか。決意のほどをひとつ。

○漢那政弘土木建築部長 そういうケースが一般的に可能かどうか、研究させていただきたいと思います。

○池間淳委員 これはずっと我々は提言してきているんですよ。3社JVの場合は20パーセント以上ということで5、3、2まで上がってきていますから、僕は評価します。これは一昨年くらいから5、3、2になったのですが、ぜひこれを県内の業者の率を上げて、技術が県内の業者に足りないということであれば、その技術分を50パーセント以下でいいんじゃないかな、30パーセントくらいでもいいんじゃないかと私はそういう思いを持って、ずっと皆さんにお願いしてきているのですが、ぜひ漢那土木建築部長、この1年間でやってもらいたい。検討じゃなくて前向きに、ひとつ検討していただきたいと思います。

○漢那政弘土木建築部長 せっかくの提案でございますので、しっかりと勉強させていただきたいと思います。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

午後は1時15分から再開いたします。

休憩 午後12時5分

再開 午後1時20分

○當山眞市委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 最初に陳情第68号東部海浜開発事業について、処理概要の中で、環境保全に十分配慮しつつとありますが、この陳情の要旨の中の本文中1から9までありますが、3の着工後も新種、貴重種など数多く発見されているという点と、9のこれまでトカゲハゼの繁殖期は工事をしないとしていた点です、これは具体的に新種などの状況等の兼ね合いですね、環境に十分配慮しつつとありますので、その辺の中身を説明いただけますか。

○新垣盛勇港湾課長 新種、貴重種等についてでございますが、本事業に係る、工事中にレッドデータブック等の掲載種、貴重種、重要種に相当する種で、環境影響評価書に記載されている動植物種以外の種が、工事の施工区域もしくはその近傍で確認された場合は、環境影響評価書の手続に基づき、文化環境部と調整するとともに、その保全に必要な措置を講じております。9番でございますが、国においては環境影響評価書に基づき昨年度までは4月から7月の間はトカゲハゼへの配慮のため、海上工事を一時中断しておりました。しかしながら平成19年度までに第I区域の一部、約69ヘクタールが外周護岸で囲まれたことから、今年度は閉鎖した水域内の護岸を内側から裏埋めを行うなどのトカゲハゼに影響のない工事を4月28日から実施しております。

○照屋大河委員 ではトカゲハゼに影響はないという認識ですか。

○新垣盛勇港湾課長 環境影響評価書とトカゲハゼ保全計画において、4月から7月においては海域での工事をできるだけ行わないということなどの、トカゲハゼに係る保全措置が示されておりますが、当該保全措置はトカゲハゼに対する影響のない工事の実施までも否定するものではないと考えております。

○照屋大河委員 そうはいつでも陳情者からありますので、早期に進めるという処理概要ですが、3年内の見直しを環境に対する影響については慎重を期して対応していただきたいということをお願いしておきます。

続いて陳情第74号県道11号線豊見城中央線の早期実現に関する陳情についてですが、処理概要を見ますと陳情者の願意を受けとめた形で既に県は行動されているということでしょうか。

○当間清勝道路街路課長 処理概要にありますように、要望のある旧NHK入口から高安入口までのバイパス区間約680メートルについて、県としては沿道の土地利用が図られるよう豊見城市と連携して、現都市計画決定のとおり街路

事業で進めることとしまして、平成20年度の街路事業の採択を経まして、実施設計に今後着手する予定でございますので、そのとおり動いているということでございます。

**○照屋大河委員** 平成2年の都市計画決定ということで16年かかっているとあります。都市計画についてはさまざま各地であります。網をかぶられて地権者や関係者がその長い間土地の活用ができないという事情がありました。今回計画どおりできるということなんですが、これまでの経緯も含めて、地権者や関係者の皆さんには十分説明する責任があると思うんですよね。実施計画も、用地の物件補償など、しっかり説明する機会を持つ予定はありますか。

**○当間清勝道路街路課長** まず都市計画道路の施工の場合は都市計画決定をします。その段階でまず住民説明会をして公告縦覧をして都市計画審議会の議を経まして、都市計画事業としての決定がなされます。その後今回御要望の区間につきましては、まず今年度予算をいただいておりますので、まず実施設計をします。その中で測量をしたり、必要があれば土質調査をしたりして、その段階で設計図面、詳しい図面ができ上がるとともに、用地の図面もつくりますが、この区間は地形的にかなり段差がある区間ですので、地権者の意向も踏まえつつ実施設計をしていきます。その段階でも地権者と沿道の利用の仕方、取りつけ道路が必要なのか、のり面が必要なのかということも調整いたしますし、また実施設計がある程度でき上がった段階で、街路事業としての住民説明会もしますし、またあわせて用地図面が確定した段階で用地の説明会、同時にやる場合もありますがそういった形で、住民にしっかり説明した上で、事業を推進していく考えでございます。

**○當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新垣哲司委員。

**○新垣哲司委員** 陳情第71号県内建設業者の優先発注について、この件につきましてはいろいろな方から質疑されておりますが、従来一貫して改善の見通しが全くないと、私はそう思っております。なぜならこの陳情が委員会において消えたことがない。そういうことで土木建築部長、これを抜本的に解決するためには県としてはどのように考えていますか。

**○漢那政弘土木建築部長** 新垣委員から今ございましたように午前中も申しま

したが、これは私どもにとっては古くて新しい問題で、大変大きな課題でございます。県発注のものについてはおおむね評価していただけるんだらうと思っております。おかげさまでこれまで県外の企業に発注したのも県内の企業でできるような経営力、技術力も持ってきましたし、着々と向上しております。そういう意味では難易度が高く県外の企業と共同企業体を組まなければいけないような工事も、以前に比べると減ってきたと思います。そういう意味では県内企業に発注あるいは受注してもらうことは、それなりの歩みがあるものだと思っております。そういうことで県が発注するものにつきましてはそれなりの評価をしていただけるものだと思っております。細かいことまで申しますと、分離・分割も行政上は効率的な業務という意味では逆に増大することにはなりますが、懸命に分離・分割発注もさせてもらっております。そういう意味で県内の企業が受注できるような努力をしているつもりでございます。ただもう一つ、国等の発注ですが、今議会でも随分議論になりましたが、これまで私どもはやはり文書で、特に国、沖縄防衛局につきましては要請をしてきたわけでございますが、今県議会の議論などからしまして、もうひと工夫と言いましょるか強力と言いましょるか、私どもの姿勢も一工夫すべきなのかなと思っております。もう1点はさらにすそ野を広げるという意味では、在日米軍沖縄地域調整官につきましても、去年から知事名で要請をしているところでございますが、これも文書で要請しておりますが、文書の送付だけではなくてもっと違った工夫が必要なかなと思っております。

**○新垣哲司委員** 今土木建築部長の答弁を聞きますと、県についてはできるだけ分離・分割の発注を県内業者にやっていると。これはある意味では順調に事が進んでいるということですね。国いわゆる沖縄総合事務局、防衛省関係が大きなウエイトを占めていると思うんですよ。そうなると皆さんは文書で各省庁にお願いを毎年行っているわけですよ。沖縄の国会議員は11名いますよね。真剣にその問題に取り組んでいるかと、私たちも不思議でならない。特に国が発注の工事でしょう。やはりこの問題はオールマイティーでお互いしっかり県益の立場に立ってなくちゃいけないと思うんですよ。皆さんはそのために国会議員にもしっかりお話ししたことがありますか。

**○漢那政弘土木建築部長** 県選出の国会議員の先生方に相談したことがあるかという御質疑ですが、今ここに在る限りは把握しておりません。相談したことがございません。

○新垣哲司委員 これだけ各委員会のみんな、しかも沖縄県のあらゆる企業の団体から陳情が出て、国の問題をやはり皆さんが国会議員にお願いしたことがないということであれば、これは私はどうかと思いますよ。皆さんは真剣に考えているかなと思いますよ。皆さんが国の機関にお願いしても私は限界だと思っんですよ。ずっと何十年間も同じ問題が続いている。解決できない。そして今ゼネコンも厳しい。沖縄の企業もピークの時期の予算が3分の1は減っていますでしょう。そういう状況の中でゼネコンも沖縄に機械を持ってきて作業すると。今団体からこういう話があるのですが聞いたことがありますか。

○漢那政弘土木建築部長 そういう話とはちょっと違いますが、これまではゼネコンが受注したものを県内の企業が下請していたものを、ゼネコンが直接担っていくという話は聞いたことがあります。すべてではなくて、こういうこともあるということでございます。

○新垣哲司委員 大学院大学の工事はどこが元請でやっていますか。

○漢那政弘土木建築部長 把握しておりません。

○新垣哲司委員 私が各種団体から陳情を受けた点では、いろいろな工事に携わる機械をわざわざ内地から持ってくるらしいんですよ。今そういうことで悲鳴を上げている。これは近々皆さんのところにも陳情が来ると思うのですが、沖縄総合事務局にお願いに行ったら、ウチナーンチュをばかにしたこのナイチャーヤ、物の言い方も大変らしいんですよ。ですから皆さんにも限界があると思いますので、ぜひとも国会議員にもお願いし、あるいはこの委員にもお願いし、直訴するぐらいのそういう組織がないとこれは解決もできないと思いますがどう思いますか。

○漢那政弘土木建築部長 新垣委員からの提案でございますが、委員会をつくるかどうかは別にしまして、いずれにしましても今までどおり文書の要請だけでは限界があるという御指摘でございますので、一緒になって県内企業の受注がふえるように国に働きかけていきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願ひします。

○新垣哲司委員 漢那土木建築部長、今言っていることは同じことの繰り返しなんですよ。私が質疑していることは、私たちも精いっぱいやっているのです

が、ある意味では委員の皆さんも一緒になってやるぐらいの、あるいは国会議員にお願いするような、そういうしっかりした答弁がいただきたいわけですよ。

○漢那政弘土木建築部長 わかりました。決意を表明します。新垣委員からの質疑でございますが、いずれにしましても従前どおりの文書の送付で終わるわけではなくて、目に見える形で実質的な効果があるような陳情、要請を続けていきたいと思っておりますので、ひとつ皆さんの協力もよろしくお願ひします。

○新垣哲司委員 それぐらいの腹をもってやっていただきたいですね。今おっしゃるとおり、企業というのは大変窮地に立っている。そしてやめる方や解雇される方もおれば、あるいは倒産するのもあるし、実質廃業するとかこういう時代ですので、ぜひ本土から落ちるお金はぜひとも沖縄に落とすように最善の努力をやっていただきたい。そのためには皆さんが一生懸命努力しているのもわかりますが、私は限界だと思っています。長い間同じことですから、我々もしっかりこの件については歩調を合わせて、また国会議員にも私たち県議会からもお願いするような形で解決するよう頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんもさらなる努力をして頑張っていきたいということをお願いして終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 関連しますが今の陳情第71号についてお聞きします。先ほどから沖縄総合事務局へ文書で要請したとありますので、それを資料として配ってくれませんか。文書で要請したと言っていますので、その文書を見てどのような要請をしているのか県の取り組みをチェックしてみたいと思います。というのは、県の建設産業ビジョン策定検討委員会のときの資料を見て私は愕然としました。2017年には公共工事の予算が4割大幅減になるということで、建設業者は5000社余りが2000社余りに減ると。そういう前提でいろいろなくだりがあるのですが、何か工事量や県の規模に応じて業者が多すぎると。半分は淘汰したほうが良いという気持ちに、皆さんは立っておられるのではないですか。これから先に聞かせてください。

○漢那政弘土木建築部長 高嶺委員の質疑は業者が淘汰されたらいいという認識かということですが、私どもはそういうことではなくて、ほかの分野への転

換やそういういろいろな方策を講じていくべきだということでございまして、数が減ればいいという認識ではございません。

**○高嶺善伸委員** したがって工事量をふやそうとか県内の企業の受注率をふやそうということについては結果的に消極的なんですよ。というのは、沖縄振興開発金融公庫が前に出した判定資料でいきますと、例えば国の工事が約800億円ありますよね、それに対して県外受注金額が大体53パーセントですので、これを頑張って80パーセントまで伸ばした場合、270億円くらい沖縄に落ちるわけですよ。そしたら経済波及効果は475億円と計算しているんです。そして雇用効果としては全産業で4100名になると。これは失業率を0.6パーセント左右する大きな数字だと述べているんです。私が言っているのは、本当に県内企業の受注率をふやすということは、経済波及効果も雇用効果も大きい。したがって、今皆さんが他の産業にシフトするなり業種の転換とか再雇用の問題じゃなくて、建設業をどうしようとしているのかという方向性が見えないんですよ。というのは、県外の受注額がこんなに半分以上あっても、私は何もしてこなかったんじゃないかと思っているんですよ。というのは、ずっと同じような陳情を受けて同じような審議をしているから、県の積極性が見られないんですよ。それについて改めてお聞きしておきたいと思います。

**○漢那政弘土木建築部長** 県の努力不足じゃないかという御指摘ですが、県としましては私どもの発注するものは少なくともしっかり県内企業ということでございます。国等についてはこれまで要請してきたわけでございますが、おっしゃるように必ずしも効果を上げていないのではないかとございまして、何度も同じことを言いますが、昨年からは在日米軍沖縄地域調整官に対しても要請を文書でしていきまして、今年も既にやりました。そこで昨日、議場での一般質問で仲田観光商工部長と相談しまして、一緒になって米軍基地に要請に行こうかという話もしたぐらいでございます。したがって、新垣委員からもございましたが、評価していただける、効果の出るような陳情、要請を行動していきたいと思っております。具体的には少し検討させていただくとしまして、できれば早い時期に行動に移していきたいと思っております。そのときにはまた御相談させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**○高嶺善伸委員** 私は国から話を聞きましたよ。県の文書による地元業者優先発注の申し入れはどんなかと。文章が物すごく抽象的。読んでみますか。「県は県内企業の育成強化に努めるところであります。つきましては貴職におかれ

でもその趣旨を御理解の上、公共工事等の執行並びに物品の契約に関して、今後とも格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。」こんな文書にしかなくてはいないんですよ。5割しか受注していない県内企業を、沖縄振興計画に基づいて育成するためには、80パーセントくらいの受注率を確保したいと。県の方針に御理解いただき、ぜひ御配慮をと、そういう数字を入れるならいいが、今までもやっていない、ただ御配慮をお願いしますという文書しかないんですよ。これは国は笑っていますよ。やはりこれだけ建設業界が厳しい、公共工事も減っているのであれば、せつかく地元で発注する事業だから、これについては沖縄振興計画に基づいて県内の企業を使いましょうという号令になるぐらいやらないと、数値的な要請をしないと、配慮していますよという形で終わるんですよ。だからこれまでやってきたものも、また同じようなことを繰り返すよりは、私は県内企業の受注率を数字で明示して、このような受注率を確保したいと、国にあってはそれを配慮してほしいとまで言わないといけない。というのは、皆さんが新しく出している沖縄県建設産業ビジョンアクションプログラムの第1には何と書いてあるかということ、県内建設業者の受注機会の拡大というのを入れて、その方法としてどう取り組むかというのが書かれているんですよ。具体的にアクションプログラムをつくっておりながら、文書要請でやりましたと、文書の内容がいかにも抽象的で、御配慮をお願いしますという程度では、建設業を救済していく県の取り組みには見えない。そういう意味でぜひ要請の仕方については従来の方針を変えないと、この陳情第71号の趣旨に絶対こたえられないですよ。その辺も含めてもう一度答弁をお願いします。

**○漢那政弘土木建築部長** 今ほど陳情要請の文面について弱いんじゃないかと御指摘がございました。確かに抽象的だという弱点もあるかと思えます。したがって、これから陳情要請の文面もさることながら要請の行動として、文書もそうですし文書の文言もそうですが、行動として、それからチームをつくってやったらどうかという提案もありますから、いずれにしましても先ほど申しましたように文書を出すだけでなく文面もそうだし、県だけで行くのか議会と一緒に行くのか、国会議員も一緒に行くのかわかりませんが、いずれにしても効果あらしめる陳情要請活動になるように検討させていただきたいと思えます。

**○高嶺善伸委員** それで皆さんからお配りいただいた入札参加資格登録の点数でいくと、県内の業者は国発注の工事に県発注の事業と同じように参入できるような点数配慮になっているのですか。

○上原兼治土木企画課長 一例でございますが、これは社団法人沖縄県建設業協会からもらった資料の文言の中にあるので触れてみたいと思いますが、一般競争では参加資格条件が経営事項審査結果の総合評点1200点以上と設定され、県内建設業者で最高1180点となっており、結局すべての県内業者が競争に参加できない状況になっているという一文が入っております。したがって参加できないという状況がございます。

○高嶺善伸委員 それで国はもうみんな一般競争入札ですよ。そこで県内の企業が参入できる余地がだんだん狭められた。したがって同じような要請をしても受注する機会というのはもう閉め出されているんですよ。そういうことでは要請の仕方もうちょっときめ細かに、県の要件緩和を申し入れないといけません。県議会も以前に議決をして要請団5名を派遣しているんですよ。国土交通省は何と答弁したかという、沖縄県内で発注する事業だからといえども地域要件を入れることはできないと、門前払いしているんですよ。国は沖縄県内で発注する工事について、沖縄の企業を優先することはできませんとはっきり言っている。今の参加登録の点数からしても入れない。だとしたら、皆さんがこれからいかに具体的に行動して要請していきますと言っても、国は聞かないんですよ。そういうことであるならば今後どうすればいいのかということなんです。ちなみに照屋寛徳衆議院議員が以前に予算委員会で、沖縄は27年間のおくれもあって、企業自体が体力がない。しかし基地も負担させられ、半分以下の受注率では厳しい、何とか配慮してほしいと質問しているんですよ。そしたら国務大臣はではこういう方法はどうかということで、第1、第2、第3、第4の地元受注の機会を多くするための方法を、国が提案しているんですよ。そしてこの4点をそれぞれ発注元がきめ細かにしっかり対応できるように、これからは関係先と連絡をとってまいりたいと思っておりますと、国会ではこういう答弁をしているわけだ。ところが今入札制度が変わってきて、一般競争入札になっていくとなかなか配慮がもっと難しくなる。国会でこれだけの議論をした後に、国土交通省のいろいろな取り決めが変わってきているものですから、切り口が難しいなという気がするんですよ。そういう意味では県内の企業の受注率をいかにふやすか、国の発注に対して、僕はプロジェクトチームをつくって、本当にこれから工事量が減っていくだけに、このまま50パーセントで甘んじていいものかどうか、これは建設業を救わずにそのまま淘汰されるべきはそのまま淘汰されても仕方がないという消極的な建設業に対する姿勢に私には映るんですね。お互い危機感を持たないといけないということですよ。そういう

議論を積み重ねてもなおかつハードルが高いという部分を、ぜひ研究して、次回の土木委員会には国のハードルについての切り口を、こう検討していて平成20年度はこういう形で受注機会をふやしていきたいと、県としても国に対して数値目標を出して協力をお願いしていくということをやすべきだと思うんですが、これについての決意をお聞きしておきたいと思います。

**○漢那政弘土木建築部長** ただ今の委員の提案は、まず受注目標を設定したらどうかというのと、私の言葉で言わせれば受注できるような要件設定、要するに県内の企業が経営的、技術的に施工可能な工事については、県内の企業が参画できるような要件設定ができるようなことを研究していかなければいけないと思っておりますので、いずれにしましてもおっしゃるように研究を一緒になって続けていきたいと思っております。

**○高嶺善伸委員** 陳情者の陳情内容を見ていると、今非常に赤字か利益のない経営を強いられて、今後倒産や廃業に追い込まれていく。雇用も含めて悪影響を危惧しているということで、非常に切実な要請になっているんですね。皆さんがこれから頑張って、受注の機会をふやすために努力してもそのタイムラグというのがあるんですよ。その間例えばある程度の工事は見込めるけど、差し当たって決済の迫っている手形、不渡りを出すと一気に倒産、これから受注機会の改善をしていくためにも、今どのようにセーフティーネットを支援するかということもあわせてやっていかないと、手だてができるころにはみんな倒産しているということにもなりかねないわけですね。市中銀行は冷たいんですよ。お金がほしいときに貸さない。今月の手形決済さえ乗り切れば、来月以降はいけると思ってもやらないんですよ。貸しはがしするんです。そういう意味では皆さんの計画の中にも、85ページ、86ページ、建設業のセーフティーネットという意味で、沖縄振興開発金融公庫、市中銀行、県がタイアップして、トータル的には厳しくなっているかもしれないけれども、従来より資金繰りの厳しい分を何とか銀行にも協力してもらって、計算のできる短期間の融資つなぎで、企業がそのまま雇用や仕事の継続ができるのであれば支援をしていくというところまで踏み込まないと、私は企業の倒産が相次ぐのではないかという気がするんですよ。今皆さん方が新しいアクションプログラムでやってあります、この沖縄型産業応援ファンド、セーフティーネットによる金融支援、企業倒産防止の問題、これも細かくぜひ支援の資金をつくって、沖縄振興開発金融公庫と話をするときには、こういう厳しいときだけに銀行は応援してくれ、知事から頼むというぐらいやらないと、急場をしのぎきれない問題が今改正建築

基準法の問題でも出てきているので、今支援しないと全国並みの完全失業率の達成などは、全くおぼつかないんじゃないかと思っております。セーフティーネットも含めた金融支援も、陳情第71号にこたえていくために同時並行でやらないといけない問題じゃないかと思っておりますので、土木建築部の方から観光商工部なり他部局にも連携を取り合って、建設業界の窮地を救うという意味で、庁議あたりでも議論してもらいたいと思うんですね。これについてお聞きして質疑を終わります。

○漢那政弘土木建築部長 委員からございましたように、実は建設業の経営相談にはちゅうしま建設業相談窓口を設置しまして、専任で専門の方がおりました、その方を通じて金融や技術、法律というところに行くようちゃんとした相談員がついております。それからセーフティーネットのことでございますが、実はきょうも観光商工部から職員が1人同席しておりますが、そういうセーフティーネットにつきましても他部と連携して建設業の経営危機に対処していきたいと思っておりますので、そういう意味では他部局との連携も以前からやっていますしこれからも引き続き強化していきたいと思っております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第71号ですね。要請する場合に皆さんはデータを持って行ってますか。データがなくて要請するときどういう形でお話するんですか。例えば国が予算編成をして、沖縄の管内でどれだけの工事があるかというのはわかるでしょう。それを調査して、どこどこの地域でこういう工事ををす、額は幾らと。それとこれをいつ入札にかけるか、わかってくるでしょう。そうするとこれは沖縄本島南部の工事で、とれるんじゃないかとかとれないんじゃないかとか、これを分析して国の発注は沖縄総合事務局がやるのとか直接行使するのとかいろいろあるわけですよ。そういうことを分析して初めて国に対して物を言えるんじゃないかなと思うんですが。我々ならそうしますよ。例えばキャンプ・ハンセンで工事やるなら全部調べますよ。それで県の業者ができるものはさせろと言いますよ。これがわからないんだったらどういう形で、皆さん方は国に対して、例えば今抽象的に53パーセントは県外が受けていますよとか。何件あって幾らの額があって、どこで工事があるってということを分析しているんでしょう、していないのですか。

○上原兼治土木企画課長 国工事については今委員のおっしゃるような分析は、申し訳ありませんがちょっとやっておりません。

○吉田勝廣委員 常識だよ、常識。では皆さんはどういうことをするのですか。国に、県内受注お願いしますとだけ言うのですか。

○上原兼治土木企画課長 今お手元にコピーをお配りいたしました。これはあて先が那覇地方法務局長となっておりますが、後ろのほうにございますように国の出先機関の長20カ所に対して出したものです。これは右上に観商とございますが、観光商工部のほうで知事名で出したもので、県全体といたしまして本文の3行目後ろのほうにございますが、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針というものを県として定めておりまして、これに基づいて要請をしているということで、今委員のおっしゃるような個々具体的な、例えば農林水産部もあるわけですが、そういう数字を持つての要請ではないということです。

○吉田勝廣委員 国の事業がどこでどういうところをやるというのはわかるわけで、発注額もわかるでしょう。僕はそれがわからないでああしなさいこうしなさいと、これは沖縄県ができますよ、我々でもできますよと。こういう事例があるんですよ。琉球病院に病棟をつくると。僕は行きました。そしたら当時は厚生省ですから、厚生労働省が東京で発注してますと。常日ごろは地域に根ざした病院づくりをしたいと厚生労働省は言っているわけですよ。では皆さん工事は本土で発注して、本土の業者がそれを請け負ったら地域との関係はなくなるんじゃないのと、そういう話をしたことがあるんですよ。基地内も全く同じ。本土の業者が、非常に関係が深いとか、キャンプ・ハンセンも本土の業者が入っているのがありますよ。しかしそれはおかしいんじゃないか。自分たちとしてはこれだけ基地被害を受けているわけだから、しかも60パーセントをとられて、失業者が20何パーセントいるんだと。それはもちろんアメリカ軍の発注の工事に対してもそういう話をしましたよ。理解を示しましたよ。それがなくてよくこれまで、僕はびっくりしましたよ。これは常識の範囲だと思います。皆さんが調べようと思えばすぐできることですよ。僕はそういう意味で今回聞こうと思ったのは、国の工事で県内の工事を、例えば国頭村で幾ら、伊是名村で幾らやってると、これはどこが受注して、またJVを組んでいるか、進捗状況は幾らか、いつ完成するか。そうすると見通しが立つじゃないですか。逆に言うと、離島は公共工事がほぼ終わって、離島の建設業界は非常に疲弊して

いるわけですよ。そういう見通しも立てて、業者に対して説明してあげないと。これはまさに先ほど高嶺委員が言ったように空回りですよ。要請しっ放しで後のフォローなし、これではとてもではないが行政として、言いたくないがこんなもんかと。これだけ何十年も要請して、データがなかったら勝負できないでしょう。歴代の土木建築部長はこれを大いに非難されてもしようがないんじゃないかと思うんだけどね。何を持って要請するか。例えば米軍の発注は国防総省がやるでしょう。皆さんはどこから資料をもらいますか。市町村には報告が来るわけですよ。その辺の市町村との連携も密にしてやらないと、とてもじゃないけど今の建設業界の要請では、ただ形づくりになってしまうのではないのかな。質疑のしようがないんだけど、僕はやはりデータづくりが1番大事だと思います。このデータづくりは何からつくるのですか。国会議員だってとれるし僕だってとったことあるんですよ。

○上原兼治土木企画課長 優先発注の要請というところからしますと土木企画課が担当になるかと考えております。

○吉田勝廣委員 そしたらそういうデータを集めることがまず先決ではないですか。僕に言わせればですよ。1972年に本土復帰してからずっと調べたらしいですよ。データは帝国データバンクや社団法人沖縄県建設業協会とかが持っているんじゃない。それを調べてこうなっていますと。だからこうだと。こうでなくして説得力がないですよ。この件についてはもう終わります。すぐ説得力のあるデータをつくって、それに基づいて要請していくと。そうすれば鬼に金棒になりますよ。意見として言っておきます。

○漢那政弘土木建築部長 吉田委員から意見ということでありましたけれども、同様なことが高嶺委員からもありましたが、いずれにしても要請文の中身それから根拠資料を少し整理した上で、もちろんこれは文書の話でございますが、それ以外のアクションにつきましてもまた御相談させていただきたいと思えます。

○吉田勝廣委員 やはり大事なことはデータですよ。データをとってそれに基づいてやると。データだから本当のことだからだれも文句を言わないのよね。額やいつだとか、何のためにやるかとか、僕はぜひやっていただきたい。

そして今度は陳情第39号の改正建築基準法ですが、これは沖縄県だけがある意味おくれをとっているのか、本土ではそういうことはないのか。沖縄県だけ

の特徴なのか。これをちょっとお願いします。

○志村恵一郎建築指導課長 改正法以降、建築確認が停滞したという現象は昨年の6月から全国でありました。しかし本土のほうでは現在ほぼ持ち直してきていて、対前年度比で90パーセント以上くらいになっていると聞いております。沖縄県は昨年末で70パーセントくらいに回復してきまして、4月、5月は数字的にはよくなってきています。5月で81パーセントにまで持ち直してきておりますが、以前として鉄筋コンクリートづくりに係る改正、ピアチェックに係るものが大きいわけですから、本土よりは沖縄県のほうがそういう影響は受けていることは事実であります。

○吉田勝廣委員 そうすると新しい建築基準法をつくるときに、沖縄県はこれだけ被害を受けそうだと予測しますよね。普通国会でもそういう論争をするはずですよ。沖縄の場合は耐震性で鉄筋がたくさん必要だねとか、コンクリートが必要だねとか議論されますね。僕はそういう議論のときに、沖縄のそういう状況はだれも言わなかったんですかね、改正するときに。ああいう偽装問題が起きたために、県内の事情がわからないまますんなり通ったのか、その辺はいかがですか。

○志村恵一郎建築指導課長 去年の6月20日に改正建築基準法が施行されておりますが、その前に当然法律の周知とかがあるわけですが、それに伴う政令の改正がおくれたとか、告示が出るのが遅くなった、ひいては構造計算をやるための技術解説書が、建築基準法施行以降の8月にしか出てこない。告示や技術解説書がないために構造計算のプログラムがつかれなかったということで、施行直後には大変混乱したという事実がありまして、建築基準法改正以前にはとても現在のような混乱が出てくるというところまでは想定できていなかったというのが事実でございます。

○吉田勝廣委員 そうすると本土ではコンクリート住宅が少ないからそんなに影響はなかった。沖縄県は建物が大体コンクリートだから影響が大きかった。皆さんはプロですから、プロとして建築基準法の改正のときに、もちろん政令がおくれたとか国のおくれはそれとして沖縄県側から、こういうことをやると沖縄県はすぐ打撃を受けますよと、政令が出る以前の問題として、そういう分析はしなかったんでしょうか。

○志村恵一郎建築指導課長 構造計算の関連で大分改正があったわけですが、昭和56年に構造計算の大規模な新耐震法というのが施行されまして、そのときに構造計算の大改正と言われておりましたが、それも乗り切っているという一つの経験がありました。それと改正前には申し入れをしております。沖縄県の事情を酌んでほしいということで。ただそのとき申し入れたのは、ピアチェックの件数がふえてくるということは、やはりコンクリート住宅が多いですからふえてくるという事実はわかっておりましたので、県民の負担がそれだけ分ふえてくるだろうということで、ピアチェックに係る分の要件を下げしてほしいということの要請はしております。

○吉田勝廣委員 僕はやはり沖縄はコンクリート建設が多いから、これによって1戸当たり今までは100万円できたのが、これにより110万円になるのか120万円になるのか、またチェックの期間が長くなるので、長くなればなるほど物価が上がっていくのが今の状況だから。要するに期間が長くなればなるほど打撃が大きいですよ。それをどうするんですかということ。法律ができてからは難しいんですよ。法律ができる以前にチェックをしておかないと、それがプロなんだと僕はいつも思っていますね。だから施行されてからどうのこうの言っても難しい。それ以前の問題として、専門家なりに僕はやるべきだったのかなと。それはできてしまったから別としてもう言いませんが。そのことができた関係で、建設業界もそうですが、家など新しく建設をする県民の被害額は幾らと見ていますか。2000万円の住宅をつくるときに大体幾らかわかりますか。

○志村恵一郎建築指導課長 建物そのもののコストの比較はやっておりませんので詳細は把握していないのですが、構造計算のピアチェックにかかる費用として、住宅規模でその手数料が10何万円かの費用の負担はふえると思っております。

○吉田勝廣委員 例えばこの新しい建築基準法ができる以前と、できた後の工事費で、大体幾ら上がったか言えますか。

○志村恵一郎建築指導課長 大変試算が難しくて構造計算の過程によっても違うので、事例として試算したことはありません。大変難しい問題だと思っております。

○吉田勝廣委員 そういうことこそが説得する場合には大事な。説得する以

上はそういうことも計算して、県民にこれだけかかっているんですよと言わなければ、本格的に動かないのではないのかな。私は聞いていますけど、専門家じゃないからわからないんですよ。そこを難しいかもしれませんが、ある程度1つのデータ、例えば2000万円のコンクリートでつくったら以前はこれだけ、改正法でこれだけというのは、ぜひ分析して聞かせていただきたいと思います。そしてこの新しい建築基準法ができた後、新築住宅の件数はどれだけ減ったのか。あるいは本土と比べて沖縄の場合はどうなっているか。これがわかったら教えてくださいませんか。

**○志村恵一郎建築指導課長** 住宅着工統計というのがございまして、トータルで平成19年度の平均ですが、対前年比で59パーセントでございまして。平成19年度の戸数ですが9614戸、平成18年度は16233戸となっております。

**○吉田勝廣委員** これは国土交通省調べの資料ですが、2005年度が1万4303戸、2006年度が1万6233戸、2007年度が9614戸と書いてあります。計算すると新しい住宅は大体60パーセント弱になっています。これだけ新しい建築基準法ができて、新しい住宅は約半分ということで大きな影響が出て、先ほど僕が言ったのはもし2000万円の住宅をつくるとしたらどれくらいの被害を受けているかなということ。資材は急騰していますから、時がたてばたつほど物価が高騰して、支払う金も高くなるわけです。だからこういう状態を県としてどういう形で、先ほど本土の場合はもう90パーセントくらい、沖縄県の場合は70パーセントほど回復したという話をしていましたが、実際2008年度上半期の着工数は調べていますか。

**○志村恵一郎建築指導課長** 平成20年度4月で1485戸で、対前年度で112パーセントで、県はプラスに転じております。

**○吉田勝廣委員** これは確実に前進していると。そこで先ほども新しい建築基準法ができて、県民に対する影響が大きいと。大きかった原因も大体わかった。今度は救済措置をどうするかと。僕はこれを人災と呼んでいいんじゃないかと思ったりしたんです。県民はそのこと自体を余り理解していない。しかし家を建てないといけない。しかし新しい建築基準法ができてこれだけ金がかかっていきますよということには知らない。だからこのことについては今後救済措置とか、余りいい言葉ではないかもしれませんが、国に対する何らかの施策、大まかでも結構ですが、これは結局沖縄だけの被害だと僕は思っています。だから

国に対して、つくったことによって沖縄県はこういう影響を受けたと。影響度をいかにして少なくさせるかということは制度面からは大体わかっていますから、後は今まで被害を受けたものをどういう形で補てんしていくのかなということについて考えたことがありますか。

○漢那政弘土木建築部長 今私どもは平成19年度より大変厳しい状況が続いております。特に今年1月からは即効的な効果がある対策を一生懸命とってきております。基本的には国や関係団体とも相談し、やれる措置は打ってきたと思います。ただもう一つ、長期的な対応があります。それは前からございましたように技術者の不足で、構造設計者の不足というのがあります。せっかく沖縄の工事でございますが、構造設計者が不足しておくれてしまいますので、やむなく県外の構造設計業者を紹介していますが、これも短期的にはやむを得ない。しかしながら長期的には人材育成をしなければいけませんので、長期的にはそういう講習会、研修会を計画してまして、そういう対応策について一生懸命やっております。委員のおっしゃるような、これまでの県民のマイナス分については今のところ検討していないのが実態でございます。

○吉田勝廣委員 それで建築指導課長ね、僕は1つの目安として2000万円か3000万円の工事をすると、旧と新のときに幾ら金が余計にかかるか、僕は全然わかりませんが皆さんはプロですから、その辺を計算していただいて出すと、目に見えてきますのでね、そこだけお願いして私の質疑を終わります。

○志村恵一郎建築指導課長 委員のおっしゃった1つの事例を試算してみたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。  
平良昭一委員。

○平良昭一委員 総括的に言うと、先ほど新垣委員が言ったとおりだと思うんですよね。しかしその前に少し陳情第71号の件についてお聞かせ願います。採算を度外視した競争が横行していると。受注しても赤字か利益のない経営を強いられているということは、どういうことを言っているのか。私が思うには、設計額を公表して入札しているし、その中で最低制限価格等の問題もあるということで、その辺が建設業界と皆さん方との折り合いがつかない、意思の疎通がないところがあるのかなと思ったりしますが、まずその辺をお聞かせ願

います。

○上原兼治土木企画課長 県といたしましては予定価格をつくるわけですが、その前に設計価格を事前に公表いたします。そういうものを勘案しながら、業者は独自の積算で自社が受注できるであろう金額をはじき出して応札に臨んでいると思うのですが、県といたしましても予定価格の65パーセントから85パーセントの範囲で最低制限価格を設定してやっているわけですが、先ほども申しましたように、業者はそれぞれの積算の中で、どの程度の金額であれば自社でできるということをやっていると思いますし、会社にとっては採算のとれる範囲で応札に臨んでいるんだろうという理解であります。

○平良昭一委員 これは県内の優先発注ということですが、原点にあるのはそこにもあると思うんですよね。仕事がないというのは。その辺で65パーセントから85パーセントという数字、それに設計額は公表しているわけですから、当然積算するのは業者のほうはそれなりのものを持っているわけですから、集中してきますよね。仕事がないわけですから、とるしかない。それはいっぱいいっぱいまできてとるわけですよね。そういうことに関してくじ引き等のものが出てきている。それに対してどう思っているのかな。皆さん方がこの金額でとって十分に会社が運営していけるような状況の数字であるのか、そこまで落としてやらざるを得ない状況をどう考えているのか聞きたいですね。

○上原兼治土木企画課長 65パーセントから85パーセントの最低制限価格につきましては、沖縄県財務規則第129条でそうしなければならないとなっております、そこに集中するのは先ほどから申し上げておりますが、業者のやっていける範囲で応札に臨んでいると考えざるを得ませんので、ただくじ引きでそこに集中して、結果同額でくじ引きに行くのはいかがですかという声はあるにはありますが、これは結果でありまして、ある意味やむを得ないのかなと思っております。

○平良昭一委員 やむを得ないかなということでは大変困りますよ。沖縄県財務規則第129条でそう決めてあるのであれば、皆さん方はそれを守ることしか考えていない。今の時代に合ったものに変えていくということも考えないといけないんじゃないですか。65パーセント台まで公共事業が落ちていると。それを過去のたくさんあった時代のものと一緒にされては困る。先にそれを変えていかないといけない努力はやる必要があるんじゃないかと言いたいんですよ。

いっぱいいっぱいまでとらせて、従業員を遊ばせるわけにいかないからとっているような状況ですよ。はっきり言って。それを見て見ないふりをするのですか。景気が回復するまで待つということですか。

○漢那政弘土木建築部長 沖縄県財務規則のことですが、65パーセントから85パーセントの予定価格ですが、平成18年度に、かつては60パーセントから80パーセントだったものを、65パーセントから85パーセントとかさ上げをして、上位にもっていったということが1つございます。それとおっしゃるように最低制限価格のほうで、最低制限価格はその範囲内にあるわけですが、最低制限価格の下の方にたくさん応札されるということがあって、やはりくじ引きが大変多い件数が出てくるということがございまして、最近では総合評価方式というのがございまして、国からの指導もございまして、会社の工事能力、経営力等々も考慮した入札方式をとるよという指導も受けておりまして、徐々にそういう方向にもっていきたいと思っております。今年からはちなみに目標としては50件の工事を、そういう最低の入札ではなくて、プラス技術力も加味した総合評価方式で、そういう入札方法が主流を占めることになるかと思っております。だから低いからいいんだという話ではなくて、技術力、経営力も加味した入札方法にもっていくことによって、そういうことを避ける方式に取ってかわっていくと考えております。

○平良昭一委員 その辺はもうちょっと連携をとりながら、お互いの方策を考えていく必要があると思います。それと、先ほど吉田委員からありましたように、データが全くないということでは要請できませんよ。これは本来企業がそういうことをするのであれば持っているようなものではないですよ。行政側と企業側の違いがはっきりしていますので、それは直してもらわないと話にならないと思いますよ。それと赤嶺議員が一般質問したときに、沖縄総合事務局の県内と県外の発注のパーセンテージが、社団法人沖縄県建設業協会から出された数字と沖縄総合事務局から出された数字が違っていましたよね。あの件に関してはどうなんですか。確認できていないのですか。

○上原兼治土木企画課長 その日終わった後も社団法人沖縄県建設業協会とは担当事務局長と意見交換をしておりますが、やはり向こうの数字のとり方が、例えば西日本建設業保証株式会社の数字だとか日刊建設ニュースの掲載記事の中から拾っているといった形で、年度がまたがっていたり、必ずしも我々が考えているような年度ごととか、とり方が比較が難しいと事務局長もそのように

申しておりましたが、これで数字を合わせようということになってきますと、工事1件1件突き合わせをしながら、何が抜けているのか、何が入り込んでいるのか確認する必要があるということで、数字のすり合わせは今すぐには難しいところがございます。ただ向こうがそういう数字をとってやっていて、我々は沖縄総合事務局や沖縄防衛局から数字を公文書でいただいておりますので、そのところはまた意見交換もしながら、同じ認識が持てるようにやっていきたいということは事務局長とお話ししてございます。

**○平良昭一委員** この数字はやはり動かないわけですから、説得力というのは相当ありますよ。それを持っていかないことには国に対しては先ほど高嶺委員から言ったように、地元優先はできないと過去に言っているわけですから、その辺は数字を持って行ってやらないといけないと思います。それと、業界の方々が出しているものの中には、沖縄振興計画の趣旨にのっとって発注してくれということでもありますよね。振興策というのは本来沖縄のためにあるものですから、県外の方々が本来は受注するものではないと私は個人的に思っているんですよ。技術的なものがあるかもしれませんが、それをクリアするものは大いにあると思う。先ほどの話の中でも地元も技術を持っているのもあるんだということで、JVの仕組みの逆転もあり得るという発想もあるわけですから、そういう発想を持ってやらないといけない。基本的には沖縄振興特別措置法の中であるから、せめてこの振興策の中でやられているものに関しては、沖縄だけができるというような法的な改定も私はやるべきだと思いますが、その辺を国会議員を中心にして動かしていけば、沖縄振興特別措置法は沖縄のためにあるものであると、その辺をできないものかどうか。それと北海道の数字を調べられますか。

**○上原兼治土木企画課長** 道内と道外の建設業者の受注状況につきまして、北海道庁に確認してみたいと思います。

**○平良昭一委員** 恐らく北海道はもっと高い数字だと思います。これは後で資料提出してください。それと関係しますのでお聞きしますが、賠償金の問題の中身がはっきりわからないところがあるんです。裁判を起こそうという話もありますよね。契約時よりさかのぼって賠償金を払う、構成員もそれに含まれるという発想と聞いていますので、それに対して裁判をやるという話もありますのでその辺を聞きたいんです。端的に言いますとこの賠償金は国に払わないといけないのですか。法的な根拠はどこにありますか。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から平良昭一委員に対し陳情の趣旨に沿った質疑を行うようにと注意あり)

○當山眞市委員長 再開いたします。

○平良昭一委員 沖縄総合事務局あたりのものは沖縄振興特別措置法の中で、私たちも含めて要請すべきだと思うんですが、沖縄振興特別措置法の規定を変更するくらいの気持ちがないかどうかですよ。要するに沖縄だけの優先をできないかどうか。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から沖縄振興特別措置法については他部が所管している旨の説明あり)

○當山眞市委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 土木建築部長にお伺いしたいのですが、今ずっと優先発注の話が出ているのですが、私も選挙期間を通して沖縄振興計画で予算はつけられるけれども、大きな公共事業は本土企業が落札して、沖縄振興計画の予算が吸い上げられているという状況にあるんだということを言い続けてきたのですが、今その議論になっていると思うんですが、いろいろと執行部も随分指摘されているし、初めて県議会の議論に参加する立場からすれば、ずっとそういうものが続いてきて何も変わらないままきているという印象も受けるし、きょうもまたこういう議論をして、それはそれで終わるのかなとも思うんですが、本音で聞きたいのですが、沖縄総合事務局や沖縄防衛局、米軍等の発注の事業が、なかなか我々が望むように地元企業がとれない。そのことに対してこちらはとてもおかしいと思っているのですが、担当課のほうはこの状態で仕方がないという状況なのか、それとも努力したけれども役所の力としてはこれは限界なんだとか、今までの状況を総括して言ってもらえますか。

○漢那政弘土木建築部長 まず当然のことですが、私どもは県内企業に受注してもらいたいと、これは沖縄振興特別措置法にも記載されているし、それは私どもの原則でございます。何度も言いますように県においては分離・分割までしているし、一生懸命これまでやってきたし、県外企業に発注していた技術的に難易度の高いものも県内企業でだんだんとできるようになってきたと。そういう意味では私ども県が発注するものについては、一定程度の進歩は評価していただきたいと思えます。ただ、今おっしゃるような国等発注のものについては、再三指摘もございまして私どもが陳情要請をしてきたものについて、やはりパンチが足りない、一工夫必要じゃないか、数字の明確な資料がない等々ございまして。要請文書1枚にしてもやはりもっと工夫し、本気になって受注ができるようなものでやっていくべきだと思います。それからもう一つは、文書だけではなくて、提案がございましたようにチームをつくるかどうかは別にしまして、これを打開するためには、私どもだけではできない部分もあるかもしれないので、そのときには御協力をお願いしたいということ、再三申し上げているところです。そういうことございまして、総合的にやる必要があるんだらうと。文書1枚もそうですが、総合的に対応する形じゃないとなかなか壁は高く厚いので、一丸となって私ども土木建築部だけじゃなくて、他の部も一緒になって行動していきたいと。そうじゃないと効果はひよっとしたら薄いのかもしれません。それから皆さんと一緒にやる、国会議員の話も出ましたけれどもそういうふうに一丸となって対応するというのが、これから必要じゃなからうかと思えます。

○新垣安弘委員 今までは皆さんのほうから政治家に対する働きかけや要請は余りなかったということですか。

○漢那政弘土木建築部長 正確には今把握しておりませんが、少なくとも今確認した範囲では、私もずっと土木建築部にいた人間でございますから、一緒になって陳情にまいったということはございませんでした。

○新垣安弘委員 ぜひ役所のほうも頑張ってもらいたいし、政治家も力がないと言えどもそれまでかもしませんが、一緒にやっていきたいと思えます。

もう一つ、泡瀬の問題なんです、これは大分前に地元からの要請で進んできたと思うんです。要請でこの工事は進んだんだけど、途中で時代の変化もあるかもしませんが環境問題が出てきたと思うんです。それで反対運動や

問題も出てきていると思うんです。では県としては、最初地元が要請して始まったかもしれませんが、県の中では環境問題という観点から、事業に対してブレーキを踏むような、計画を再考しないといけないとか、そういう議論は県の中では全く起こらなかったのですか。それともあったのですか。

○新垣盛勇港湾課長 県の中におきましては、環境影響評価書を出す段階から環境には十分配慮するという方針は打ち立てております。また県としましては土地利用が開始されるまでには長期を要しますので、今後の社会経済情勢の変化等を的確に把握するとともに、地域のニーズに沿った土地利用計画が図られるよう、柔軟に対応していく考えでございます。

○新垣安弘委員 この工事を、例えばⅠ期工事とめるとかいうことになると、どこにどういう影響が出てきますか。

○新垣盛勇港湾課長 昨年の12月5日に行われました、沖縄市長の表明におきましては、第Ⅰ区域は土地利用計画の見直しを前提に推進するということになっております。それを受けまして県としては、沖縄市長が市の活性化につなげるため現在行われている第Ⅰ区域の埋立工事を推進するという判断をされたものと理解しております。その効果を早期に発揮できるよう国と協力しながら、引き続き第Ⅰ区域の工事の推進を図っていききたいということでございます。

○新垣安弘委員 陳情にもありますが、視察をしてほしいというのがあるのですが、これを要望いたします。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當山眞市委員長 再開いたします。

陳情の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。  
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當山眞市委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等裁決区分表のとおり決  
することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情1件とお手元  
に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件  
として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして  
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど、採択した陳情第71号県内建設業者の優先活用に関する陳情は、国へ  
要請書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案

として、意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出及び文案調整について協議した結果、意見書を提出すること等について意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

議員提出議案としての県内建設業者の受注機会の拡大に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第68号東部海浜開発(泡瀬埋立)事業の中止を求める陳情審査の参考とするため、視察調査日程についてを議題とするかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本県を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議した結果、議題とすることで意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

再開いたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおりに、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議した結果、意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続きにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山 眞市